令和６年度中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

令和7年 2 月 21 日（金）１３:３０～
WEB 会議＋中国地方整備局建政部３F 会議室

１．開　　会

２．挨　　拶

国土交通省 中国地方整備局 建政部長　田宮 庸裕

３．議　　事

（１）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正について

（２）建設キャリアアップシステムの普及・活用促進について

（３）建設業の一人親方対策について

（４）適切な労務費・法定福利費等の確保と行き渡りに向けた取組について

４．意見交換

５．閉　　会

【配布資料】

議事次第（本紙）

出席団体一覧

資料1　建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正について

資料2　建設キャリアアップシステムの普及・活用促進について

資料3　建設業の一人親方対策について

資料4　適切な労務費・法定福利費等の確保と行き渡りに向けた取組について

令和６年度　中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会出席団体一覧

（建設業者団体３３団体、建設工事の発注者で構成する団体５団体、建設業に関係する団体１３団体、行政機関９機関）

【建設業者団体】（５０音順）

（一社）岡山県建設業協会
（一社）島根県建設業協会
（一社）全国タイル業協会中国支部
（一社）全国道路標識・標示業協会中国支部
（一社）全国防水工事業協会中国支部
（一社）鳥取県建設業協会
（一社）鳥取県冷凍空調工業会
（一社）日本アンカー協会中国支部
（一社）日本海上起重技術協会中国支部
（一社）日本型枠工事業協会岡山支部
（一社）日本型枠工事業協会中国支部
（一社）日本空調衛生工事業協会中国支部
（一社）日本建設業連合会中国支部
（一社）日本造園建設業協会中国総支部
（一社）日本電設工業協会中国支部
（一社）日本道路建設業協会中国支部
（一社）日本塗装工業会中国ブロック会
（一社）広島県建設工業協会
（一社）山口県建設業協会
（公社）日本エクステリア建設業協会山口県支部
岡山県ダクト工業会
岡山県鳶土工連合会
協同組合中国専門工事業協会
建設産業専門団体中国地区連合会
島根県建設産業団体連合会
ダイヤモンド工事業協同組合中国支部
中国建設躯体工業連合会
中国・四国マスチック事業協同組合
広島県建設業協会連合会
広島県左官業協同組合
広島県室内装飾事業協同組合
広島鉄筋組合
山口県鳶土工連合会

【建設工事の発注者で構成する団体】（５０音順）

（一社）岡山県建築士会
（一社）中国経済連合会
（一社）広島県建築士事務所協会
（公社）日本建築積算協会中国四国支部
（公社）広島県建築士会

【建設業に関係する団体】（５０音順）

（一社）島根県建築組合連合会
岡山県建設労働組合
岡山県社会保険労務士会
島根県行政書士会
島根県社会保険労務士会
鳥取県行政書士会
鳥取県社会保険労務士会
広島県行政書士会
広島県建設労働組合
広島県社会保険労務士会
山口県行政書士会
山口県建設労働組合
山口県社会保険労務士会

【行政機関】

中国四国厚生局
日本年金機構中国地域部
広島労働局
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
中国地方整備局

資料1

（１）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正について

国土交通省

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

国土交通省

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手３法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（参考）
◇公共工事品質確保法等の改正
・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
・誘導的手法（理念、責務規定）
◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正
・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
・規制的手法など

建設業法・入契法改正（閣法）の背景と方向性

国土交通省

背景

○ **建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い**

➡ 担い手の確保が困難

	賃金	労働時間
建設業※	432万円/年（▲15.0%）	2,018時間/年（＋3.1%）
全産業	508万円/年	1,956時間/年

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

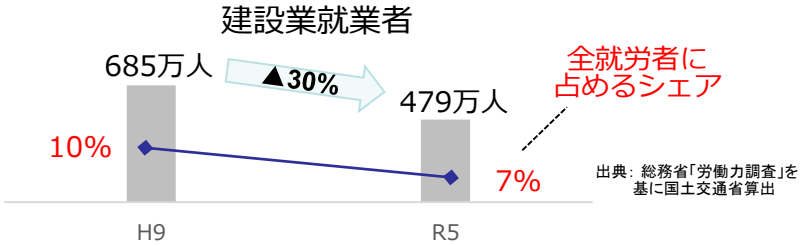

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

○ **資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫**

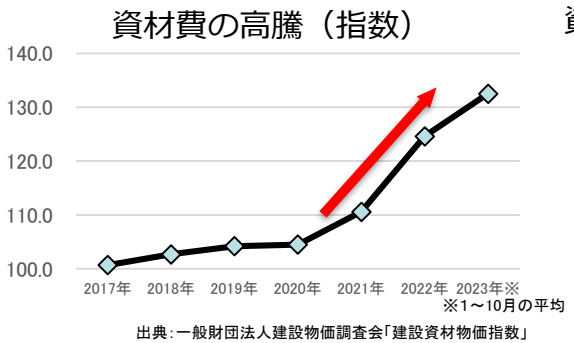

出典：一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」

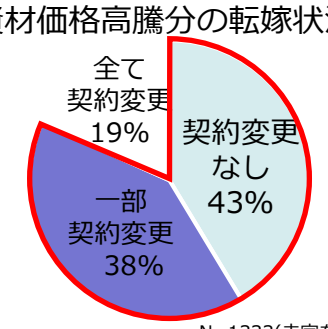

N=1333（未定を除く）
出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

○ **時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始**

2024年4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善 … 賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止 … 資材高騰分の転嫁

＋

働き方改革・生産性向上 … 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
＋ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

施行時期について（建設業法・入契法）

国土交通省

建設業法・入契法

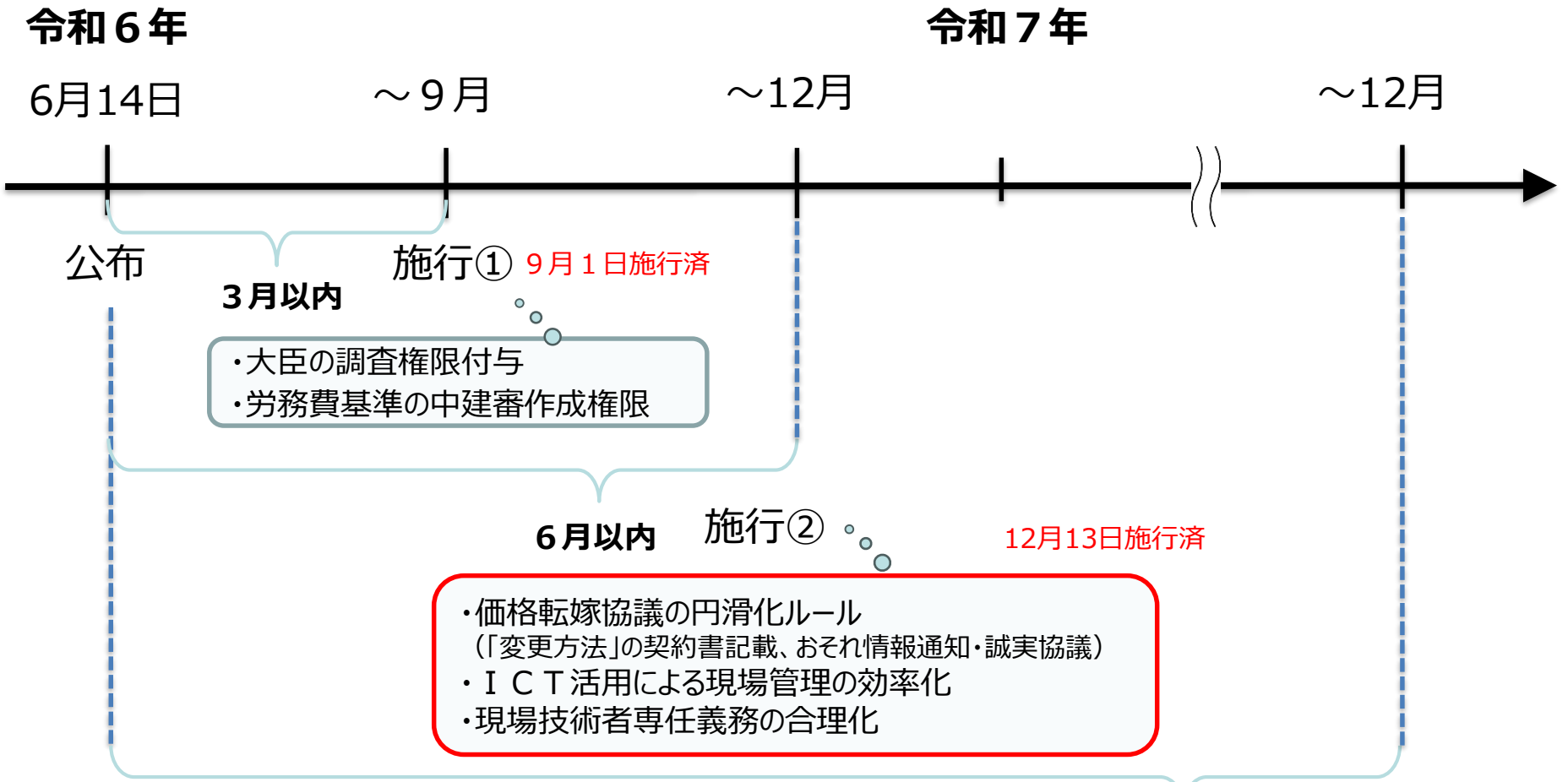

※議員立法による
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は
６月19日に公布・施行済
（測量法改正のみ令和７年４月に施行）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（+3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%） ⇒ ［R5］ 483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保

→ 持続可能な建設業へ

概要

1．労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化　令和6年12月13日施行
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

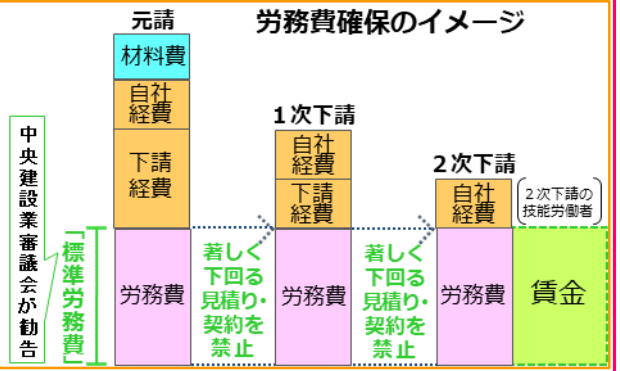

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止　令和6年12月13日施行

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上　令和6年12月13日施行
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

今回改正事項（処遇改善関係）

国土交通省

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

令和6年12月13日施行

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

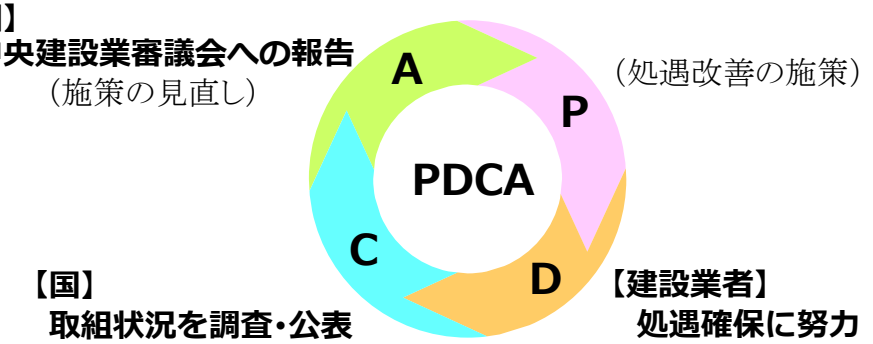

（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止**　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者（注文者・受注者とも）には、現規定により、指導・監督）

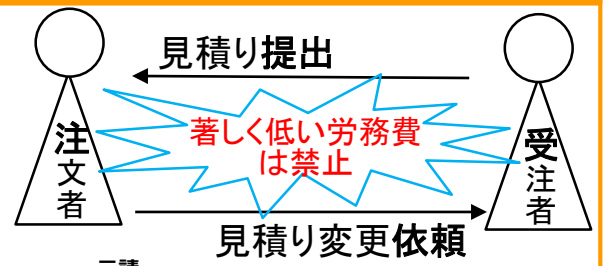

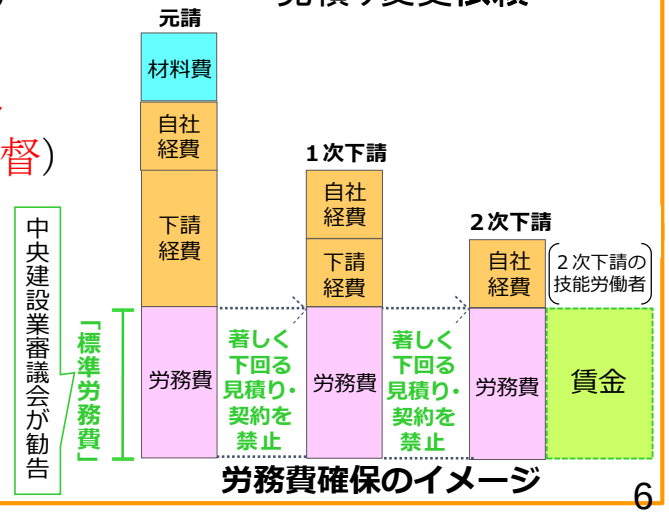

（３）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

今回改正事項（価格転嫁関係）

令和6年12月13日施行

国土交通省

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化

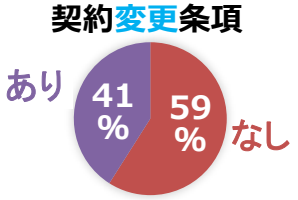

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

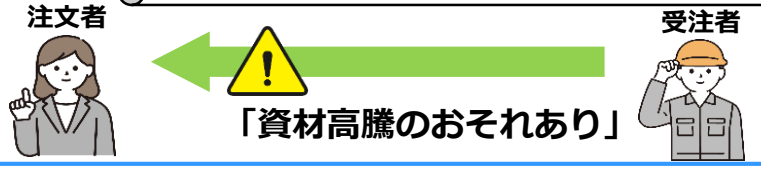

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

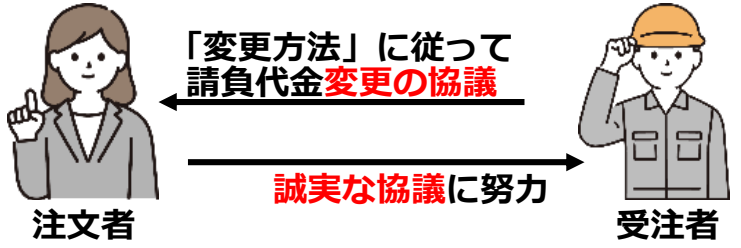

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

【参考】「おそれ」情報の通知フローまとめ（イメージ）

国土交通省

令和6年12月13日施行

【契約前】

注文者　　受注者

見積書の交付時などに
資材高騰等の「おそれ」
通知

- 大手メーカーが被災して材料入手困難なので代金増や工期延長を求めるかも…
- 特定地域での専門技能者の需要急増により労務費増を求めるかも…

通知の根拠となる情報も提供

【契約前】

注文者　　受注者

契約書に「契約変更方法の定め」明記

- 材料費が高騰したときは**代金の変更を協議できる。**
- **変更する額**は価格変動の内容などを考慮のうえ**協議して定める。**

- 材料費が高騰しても**代金の変更は認めない。**
- **契約書に変更方法を定めない。**

【契約後】

注文者　　受注者

契約書中の変更方法に従い
契約変更協議
おそれ情報を通知していなくても
協議申出は可能！

- **注文者は協議に誠実に応じる義務**
- **変更しない場合でもその理由を説明**

- 注文者が**協議開始自体を拒否**
- 受注者の**話を聞かずに変更を拒否**

今回改正事項（働き方改革・生産性向上関係）

国土交通省

（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

（本項目のみ令和7年12月までの施行）

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	休日出勤	59%
2位	作業員の増員	58%
3位	早出や残業	40%

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

令和6年12月13日施行

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（２）生産性向上

令和6年12月13日施行

① 現場技術者の専任義務の合理化

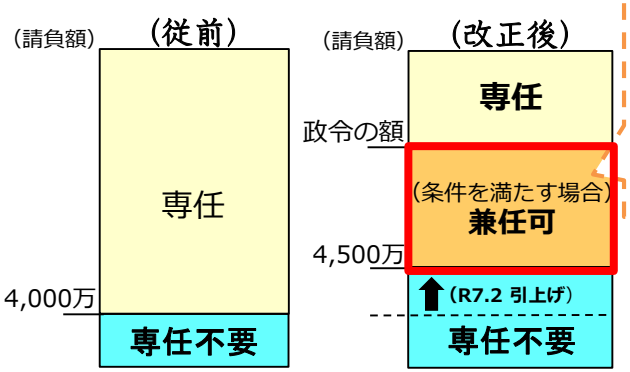

◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

＜例＞遠隔施工管理

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞元下間のデータ共有

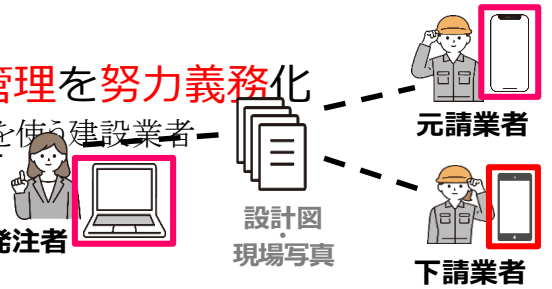

○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任工事現場の兼任）

国土交通省

令和6年12月13日施行

○建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
○今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）

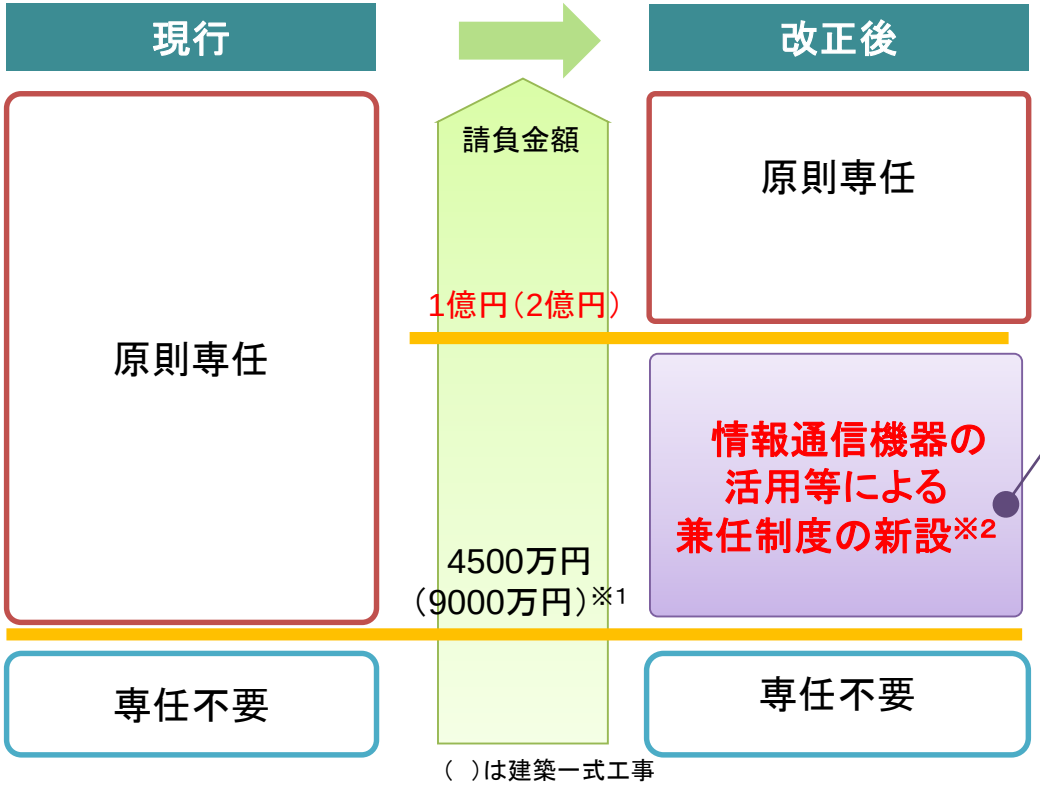

※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額は引き上げ（施行日：令和7年2月1日）
※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注：「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」（一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照）

【兼任の要件】（全てに適用する必要）

①請負金額（政令）
1億円（建築一式工事の場合は 2億円）未満

②兼任現場数（政令）
2工事現場以下

③工事現場間の距離（省令）
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

④下請次数（省令）
3次まで

⑤連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置（省令）

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
（補足）計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化（入契法第15条第２項の改正）

国土交通省

令和6年12月13日施行

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除

これまでの施工体制台帳等の扱い

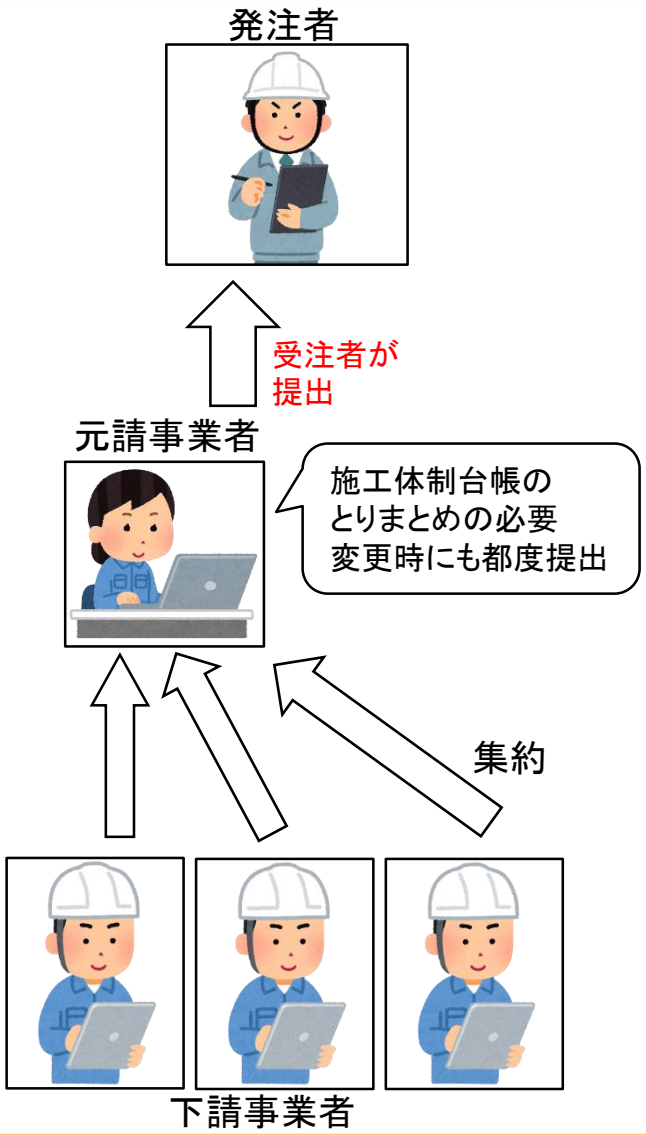

＜現行制度＞

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、

①施工体制台帳の作成

②施工体制台帳の写しの発注者への提出

が義務とされている

＜制度見直しの背景＞

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞

- 提出義務は存置
- ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置※を講じている場合は、提出不要とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定

建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置

（その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定）

改正後

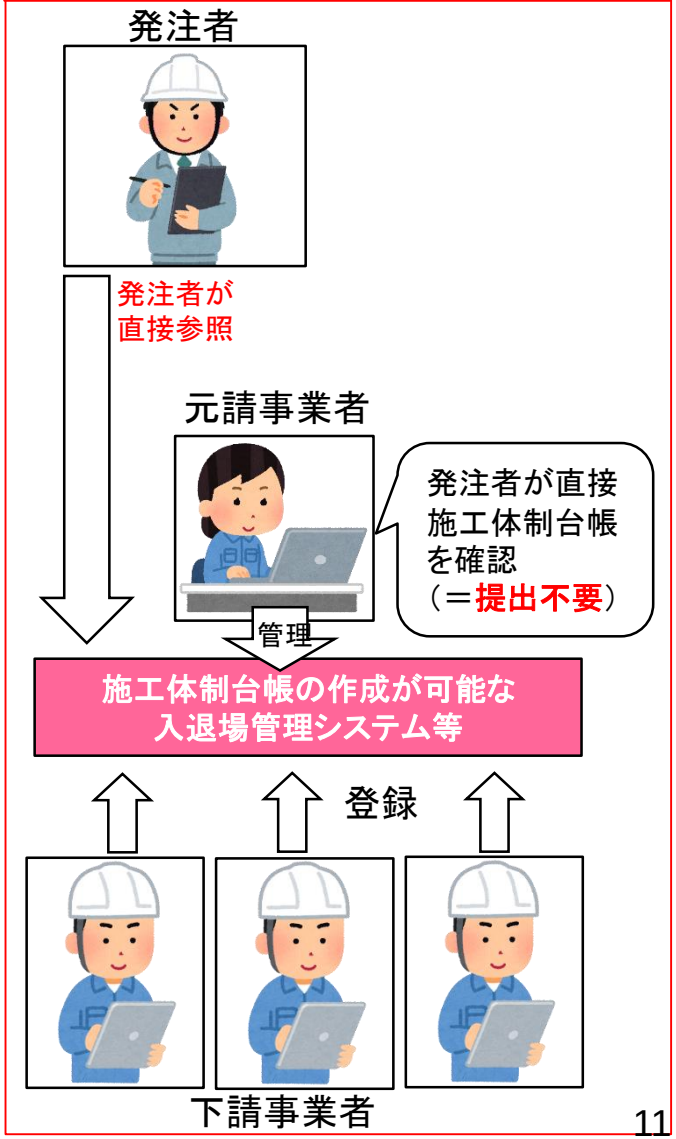

改正法の実効性確保（建設Gメンによる監視体制の強化）

国土交通省

◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第４０条の４の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和５年度７２名 → 令和６年度１３５名

違反情報の収集

○下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和６年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

○駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する

主な調査項目

○ 請負代金（労務費関係）

- 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- 労務費が標準労務費に照らして妥当か　など

○ 工期／下請代金

- 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか　※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

令和6年度の建設Gメンの調査（概要）

国土交通省

◆労務費確保に係る新たなルールの施行を見据え、令和６年度の建設Ｇメンは、当初見積書と最終見積書における労務費の額とその積算根拠（施工数量・人工数）を調査し、１人工当たりの単価を算出した上で、それぞれ「公共工事設計労務単価」と比較。比較の結果、当初見積書の労務費の額が過小の場合、見積りを行った受注者が法施行後に同様の行為をしたときは、「労務費の基準」を著しく下回る見積りとして問題となる可能性があることから、改善するよう指導。

　また、当初見積書と最終見積書とを比べ労務費の減額があった場合には、その原因を注文者・受注者へのヒアリングにより把握。当該減額が注文者の変更依頼によるものであるときは、同様に、法施行後は著しく下回る変更依頼となる可能性があることから、注文者に改善するよう指導。

◆このほか、工期や価格転嫁の状況等も調査し、取引の適正化を推進

労務費のＧメン調査のイメージ

※数値等は事実と異なるものであることに留意

当初見積書

労務費の額・積算根拠		
①労務費の額	140	万円
②施工数量	20	トン
③人工数	40	人工
1人工の単価＝①÷③	3.5	万円
1施工量の歩掛＝③÷②	2	人日
1人工の作業量＝②÷③	0.5	トン

A職種の設計労務単価比 ±0%

① 当初見積書において、受注者が労務費を「１４０万円」（１人工の単価３.５万円）と見積もり、注文者に提出

② 注文者からの変更（減額）依頼により、最終見積書の労務費を１０万円減額

③ このケースは、注文者からの減額依頼によるものであることから、減額後の労務費の額が設計労務単価に比して過小であったときは、注文者に改善するよう指導

最終見積書

労務費の額・積算根拠		
①労務費の額	130	万円
②施工数量	20	トン
③人工数	40	人日
1人工の単価＝①÷③	3.25	万円
1施工量の歩掛＝③÷②	2	人日
1人工の作業量＝②÷③	0.5	トン

A職種の設計労務単価比 ▲7%

公共工事において何が変わるか（新規制等の公共工事への適用）

国土交通省

建設業法の改正による新規制等（全工事対象）

1．労働者の処遇改善

○ **適正な労務費等の確保と行き渡り**
- 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止（建設業者）
- 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止（注文者）
- 違反発注者に勧告・公表

○ **原価割れ契約を禁止**（建設業者）
（参考）注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止（現行）

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○ **契約前のルール**
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

○ **契約後のルール**
- 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる（建設業者）
- 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

3．働き方改革と生産性向上

○ **工期ダンピングによる契約を禁止**（建設業者）
（参考）注文者も工期ダンピングによる契約を禁止（現行）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

○ 入札前の**見積書作成**や入札時に提出する**入札金額内訳書**※**作成**に左の禁止規定を**適用**（建設業者）※記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】

○ **見積書の金額変更を要求**する場合※に左の禁止規定を**適用**（発注者）
※ 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など

○ **違反発注者に**左の勧告・公表規定を**適用**

○ 左の禁止規定は**公共工事にも適用**（建設業者）
（違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
（参考）公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用（現行）

○ 左の規定に従って**契約書を作成する義務**（建設業者・発注者）
（注）既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。

○ 左の規定を適用し、**落札決定後**に**リスク情報提供**を実施（建設業者）

○ **公共工事でも**左の規定に従い、**契約変更協議の申出が可能**（建設業者）

○ 変更の申出に対し、**公共発注者は、誠実に協議に応じる義務**【入契法改正】
（注）既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

○ 左の禁止規定は**公共工事にも適用**※（建設業者）
（違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
※ 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
（参考）公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用（現行）

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる。

公共工事において何が変わるか（新規制等の公共工事への適用）

公共工事における適用（発注者･元請間の契約の場合）

【１年６ヶ月以内施行】
○ 公共工事の**見積書・入札金額内訳書（※）における著しく低い労務費等の禁止**
※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定
○ 公共工事における**著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止**

【１年６ヶ月以内施行】
○ 公共工事における**受注者による原価割れ契約の禁止**

【６ヶ月以内施行】
○ 公共工事の**落札決定後の落札者によるリスク情報の提供**

【６ヶ月以内施行】
○ 公共工事における**契約変更協議（※）への誠実応諾義務**
※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【１年６ヶ月以内施行】
○ 公共工事における**受注者による工期ダンピングの禁止**

これまでの対応･今後のスケジュール

＜令和６年度【対応済み】＞

６ヶ月以内施行部分への対応（12月13日施行）

- **入札時のリスク情報の提供の運用**について、民間工事での**ガイドライン整備と併せて整理**
- **契約変更協議を申出可能な事象**について、**次のとおり国土交通省令において規定**

  ①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

  ②労務の供給の不足又は価格の高騰

  （公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）
- 上記に係る**入札契約適正化指針の改定**

＜令和７年度＞

秋～冬頃（１年６ヶ月以内施行部分への対応）

- **入札内訳書等に記載する「労務費等」**について、**国土交通省令において規定**
- **発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点**について、民間工事でのガイドライン整備と併せて**整理**
- **受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止**について、民間工事でのガイドライン整備と併せて**整理**
- 上記に係る**入札契約適正化指針の改定**

公共工事において何が変わるか（令和6年12月施行部分）

国土交通省

建設業法・入契法改正の令和６年12月施行部分の公共工事における対応

①価格転嫁・工期変更協議円滑化のルール → **公共約款・契約に基づき適切に対応**【詳細下掲】
②現場技術者専任の合理化 → 公共工事においても**同様に合理化**
③ICT活用による現場管理の推進 → 公共工事においては**全建設業者への努力義務**等
④公共工事における施工体制台帳の写しの提出義務の合理化

公共工事における価格転嫁･工期変更協議円滑化のルールに係る運用

：公共工事における独自の運用部分

【契約前】

入札により落札者が決定した後

公共約款に沿った契約を締結
第22条：工期の延長請求
第24条：工期の変更方法
第25条：請負代金の変更方法
第26条：請負代金の変更（スライド条項）

【契約後】

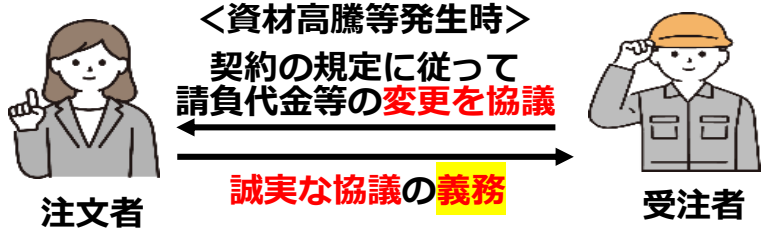

おそれ情報の通知(落札者)

○民間工事と同様に公共工事においても、
落札者は「おそれ情報」を通知する義務
※通知の内容及び方法については、民間工事と同様
ただし公共工事においては右図のようなひな形を発注者ごとに活用
○公共工事においては、**落札者決定後から契約締結までに通知**
（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）
留意点：「おそれ情報」は参考情報として取り扱うもの
（＝入札自体や変更契約額の算定等に影響を与えるものではない）

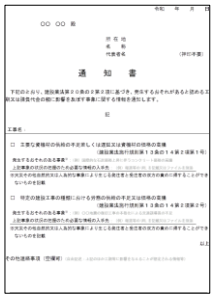
通知書ひな形（イメージ）

誠実協議（発注者）

○受注者は、「おそれ情報」に係る事象が発生した場合に変更協議を申出可能
また、「おそれ情報」を通知していなくても入契法の規定及び契約により、以下の事象が発生した場合に、変更協議を申出可能
①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
②労務の供給の不足又は価格の高騰
○これら**申出及び変更協議については、公共約款に沿った契約に基づき実施**
⇒申出を受けた**発注者は、誠実に協議に応ずる義務**
※予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは、当該義務に違反するおそれがあるため行わない（入契法適正化指針 第２ ５（４））

※これらの取扱いの詳細については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を参照

建設業に関する各種相談窓口

国土交通省

―建設業法違反通報窓口―
駆け込みホットライン

なくそう違反、あったら通報！

全国共通

TEL.ナビダイヤル 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00　13:30～17:00
（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

FAX.ナビダイヤル 0570-018-241

E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国　土　交　通　省
建設業法令遵守推進本部

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。

品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL.ナビダイヤル 0570-004976（マルマルヨクナロウ）

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00－12:00　13:30－17:00
（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

国　土　交　通　省
不動産・建設経済局　建設業課

資料2

（２）建設キャリアアップシステムの普及・活用促進について

建設キャリアアップシステムの利用状況（2024年12月末）

国土交通省

技能者の登録数

158.2万が登録

※労働力調査（R4）における建設業技能者数：302万人

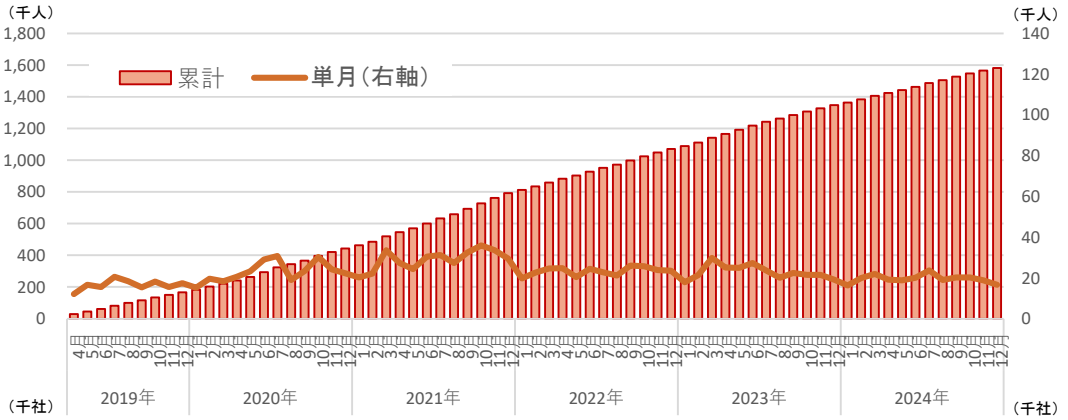

事業者の登録数

28.5万社が登録

※うち一人親方は9.8万社

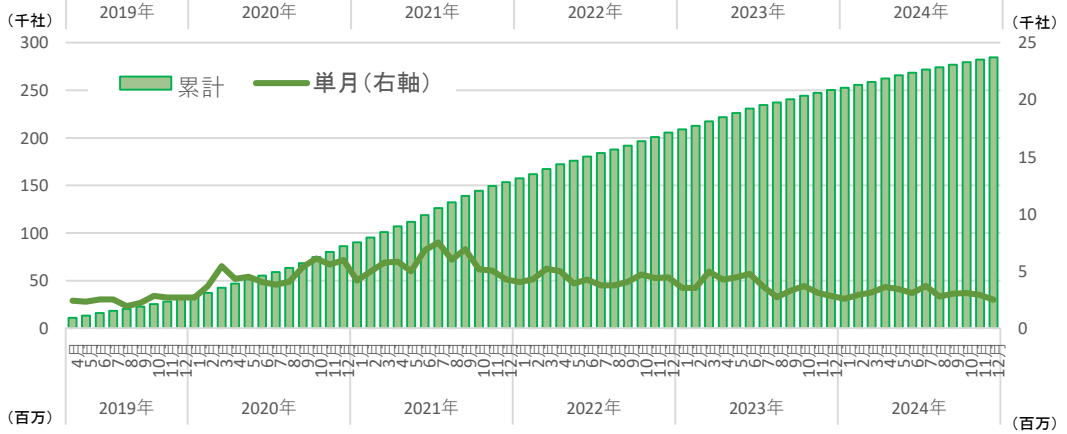

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　17,000万突破

※12月は470万履歴を蓄積

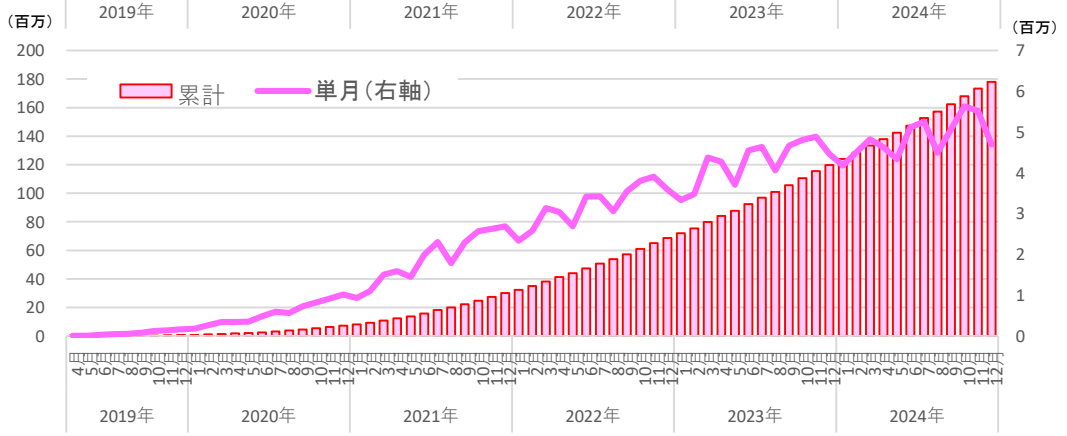

出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

都道府県別のCCUS登録状況（2024年12月末）

技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録数
1	北海道	82,519
2	青森県	20,817
3	岩手県	19,805
4	宮城県	45,219
5	秋田県	11,054
6	山形県	11,965
7	福島県	37,762
8	茨城県	32,675
9	栃木県	20,449
10	群馬県	20,401
11	埼玉県	105,953
12	千葉県	87,899
13	東京都	150,392
14	神奈川県	113,060
15	新潟県	25,256
16	富山県	13,302
17	石川県	15,504
18	福井県	10,962
19	山梨県	9,222
20	長野県	21,055
21	岐阜県	27,034
22	静岡県	38,898
23	愛知県	98,921
24	三重県	22,122
25	滋賀県	10,687
26	京都府	23,505
27	大阪府	114,582
28	兵庫県	49,947
29	奈良県	9,271
30	和歌山県	6,455
31	鳥取県	6,432
32	島根県	9,176
33	岡山県	22,873
34	広島県	41,237
35	山口県	17,576
36	徳島県	8,974
37	香川県	14,184
38	愛媛県	14,800
39	高知県	7,466
40	福岡県	66,273
41	佐賀県	10,944
42	長崎県	13,931
43	熊本県	19,998
44	大分県	11,208
45	宮崎県	14,177
46	鹿児島県	21,259
47	沖縄県	24,353
全国計		**1,581,554**

事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数	（一人親方除く）
1	北海道	11,469	8,591
2	青森県	2,029	1,635
3	岩手県	1,995	1,487
4	宮城県	5,863	4,432
5	秋田県	1,345	1,121
6	山形県	1,572	1,180
7	福島県	4,048	3,388
8	茨城県	5,567	3,951
9	栃木県	3,898	2,677
10	群馬県	3,847	2,655
11	埼玉県	18,840	11,260
12	千葉県	13,532	8,830
13	東京都	32,383	20,269
14	神奈川県	21,401	13,183
15	新潟県	3,086	2,503
16	富山県	2,133	1,606
17	石川県	2,990	1,844
18	福井県	1,768	1,319
19	山梨県	1,560	1,123
20	長野県	3,598	2,553
21	岐阜県	4,982	3,275
22	静岡県	7,827	5,064
23	愛知県	20,592	12,431
24	三重県	4,564	2,980
25	滋賀県	2,140	1,364
26	京都府	5,446	3,336
27	大阪府	24,982	14,670
28	兵庫県	10,751	6,597
29	奈良県	1,682	1,089
30	和歌山県	1,180	859
31	鳥取県	926	720
32	島根県	1,066	840
33	岡山県	4,497	3,067
34	広島県	8,810	5,476
35	山口県	3,380	2,372
36	徳島県	1,569	1,065
37	香川県	2,289	1,584
38	愛媛県	2,602	1,844
39	高知県	1,127	751
40	福岡県	13,314	8,671
41	佐賀県	1,521	1,087
42	長崎県	2,698	1,925
43	熊本県	3,178	2,348
44	大分県	1,634	1,317
45	宮崎県	2,023	1,630
46	鹿児島県	2,948	2,183
47	沖縄県	3,884	2,826
全国計		**284,536**	186,978

出典：建設業振興基金（2024年12月末　技能者・事業者登録状況（都道府県別））

職種別技能者のCCUS登録状況（2024年12月末）

	CCUSに登録される職種（大分類）	技能者数
01	特殊作業員	80,924
02	普通作業員	200,693
03	軽作業員	6,074
04	造園工	13,550
05	法面工	7,978
06	とび工	148,167
07	石工	3,740
08	ブロック工	1,753
09	電工	136,500
10	鉄筋工	51,354
11	鉄骨工	16,197
12	塗装工	36,595
13	溶接工	18,070
14	運転手（特殊）	61,113
15	運転手（一般）	19,189
16	潜かん工	427
17	潜かん工世話役	62
18	さく岩工	96
19	トンネル特殊工	3,307
20	トンネル作業員	5,062
21	トンネル世話役	786
22	橋りょう特殊工	4,238
23	橋りょう塗装工	1,505
24	橋りょう世話役	2,026
25	土木一般世話役	28,799
26	高級船員	1,619
27	普通船員	2,650
28	潜水士	2,266
29	潜水連絡員	146
30	潜水送気員	449
31	山林砂防工	45
32	軌道工	4,111
33	型わく工	69,266
34	大工	23,257
35	左官	25,878
36	配管工	84,155
37	はつり工	7,607
38	防水工	32,472
39	板金工	22,132
40	タイル工	6,394
41	サッシ工	5,519
42	屋根ふき工	2,656
43	内装工	72,803
44	ガラス工	5,901
45	建具工	13,878
46	ダクト工	14,966
47	保温工	16,268
48	建築ブロック工	5,911
49	設備機械工	24,512
50	交通誘導警備員A	1,423
51	交通誘導警備員B	2,543
52～	その他計	284,522
	技能者総数	1,581,554

※赤字は上位10職種

（参考）国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者＊
電工	412,320
大工	294,490
配管工	202,640
塗装工	131,030
とび職	109,330
建機等操作	70,690
左官	59,750
板金工	42,330
型枠大工	40,610
鉄筋工	28,700
ブロック積・タイル張工	23,980
溶接工	21,510
屋根ふき工	16,670
造園師、植木職	16,050
鉄骨工・橋梁工	22,600
運搬従事者・運転手	13,420
石工	4,690
交通誘導員、警備員	3,740
その他技能者	1,016,730

＊建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2024年12月末技能者登録数）
令和2(2020)年度国勢調査より

国土交通省調べ

公共工事におけるCCUS活用の促進

国土交通省

○建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上（建退共との連携等）に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進

○国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

（事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率（カードタッチ率）を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点）

【土木工事】（R5年度実績・予定（R6.2末現在）、青字はR4.7より）

○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事
（義務化：54件、WTO対象工事）
（活用推奨：68件、Bランク以上）

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
  ※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事（分任官発注分を含む）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）について、実績に基づき、発注者が負担（すべてのモデル工事で実施）

○ 地元業界の理解がある45都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行
（活用推奨：649件、Cランク工事）

○ 農水省R5.1以降入札公告分から試行
環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】（R5年度実績）

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事
（全国で37件）

【港湾・空港工事】（R5年度実績）

○ CCUS活用モデル工事
（全国で266件）

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請（R2年4月）

【都道府県の導入・検討状況】

○ 46都道府県が企業評価の導入等を表明、残りの県も検討を表明

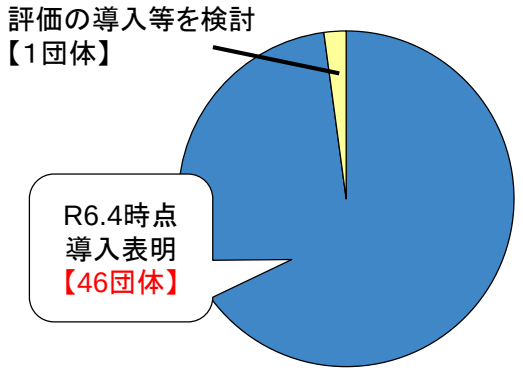

【指定都市・市区町村の導入状況】

○ 20ある全ての指定都市で企業評価の導入を表明
○ 60以上の市区町村で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知（R2年4月）

○ UR都市機構
義務化モデル工事［R3～］（30件）

○ 鉄道・運輸機構
義務化モデル工事［R3～］（13件）
活用推奨モデル工事［R3～］（3件）

○ 首都高速
活用推奨モデル工事［R4～］（51件）

○ NEXCO西日本
義務化モデル工事［R3～］（7件）
そのほか、入札参加資格［R5～］、総合評価［R6～］の加点も実施

○ 阪神高速道路
義務化モデル工事［R3～］（3件）
活用推奨モデル工事［R3～］（24件）

○ そのほか、NEXCO東日本や水資源機構でも、モデル工事を実施

※件数は、R5年度実績
（令和6年10月17日現在　国土交通省調べ）

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

国土交通省

○ 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた45都道府県で実施予定。
○ 都道府県発注工事は、46都道府県が企業評価の導入等を表明し、他の全ての県においても導入の検討を表明
※モデル工事の工事成績評定での加点（27都道府県）、総合評価における加点（22府県）、入札参加資格における加点（15県）、カードリーダ等費用補助（24道県）

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★
青森県		△
岩手県	●	●★
宮城県	●	●◎★
秋田県	●	◎○
山形県		★
福島県	●	●◎★
茨城県	●	●★
栃木県	●	●◎
群馬県	●	●◎○★
埼玉県	●	●◎○★
千葉県	●	●★
東京都	●	●
神奈川県	●	◎★
新潟県	●	○
富山県	●	★
石川県	●	○
福井県	●	●○
山梨県	●	●◎★
長野県	●	◎○
岐阜県	●	●★
静岡県	●	●◎○
愛知県	●	○●
三重県	●	●★

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
滋賀県	●	◎
京都府	●	●◎
大阪府	●	◎
兵庫県	●	◎○
奈良県	●	◎
和歌山県	●	○
鳥取県	●	◎★
島根県	●	●◎★
岡山県	●	●
広島県	●	●◎
山口県	●	●
徳島県	●	●○★
香川県	●	◎★
愛媛県	●	●★
高知県	●	○
福岡県	●	○★
佐賀県	●	★
長崎県	●	◎
熊本県	●	●★
大分県	●	★
宮崎県	●	●◎○★
鹿児島県	●	●◎
沖縄県	●	●

（令和6年12月2日現在）

＜直轄Cランク工事＞
- ● 都道府県建設業協会が賛同
- ○ 協会において検討中

※カードリーダ等の費用は発注者が負担
※北海道は0.5億～2.5億円
※赤枠は令和6年4月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価等＞
- ● モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- ○ 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダ等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和6年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】 モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】 総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象） 等

【山梨県】 総合評価において加点
R5年4月より、全部局、全工種に拡大して総合評価で加点

【滋賀県】 総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価 （土木・営繕）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】 全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

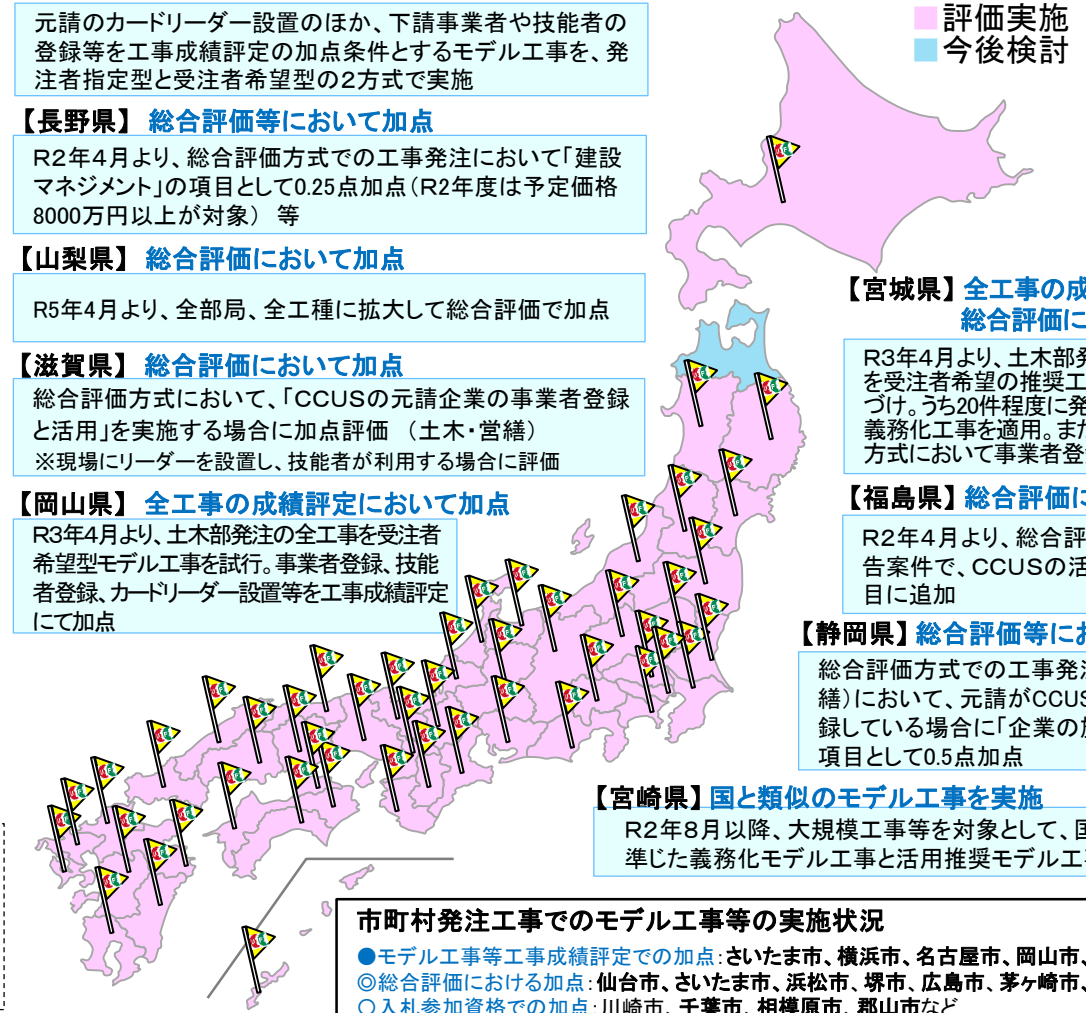

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注（土木・営繕）において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

●モデル工事等工事成績評定での加点：**さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市**など
◎総合評価における加点：**仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市**など
○入札参加資格での加点：川崎市、**千葉市、相模原市、郡山市**など

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

国土交通省

- ○ 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた45都道府県で実施予定
- ○ 都道府県発注工事：46団体が企業評価の導入等を表明
- ○ 指定都市発注工事：20団体で企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における 工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダ等費用補助
北海道	●	●			●
青森県					
岩手県	●	●			●
宮城県	●	●	●		●
秋田県	●		●	●	
山形県					●
福島県	●	●	●		●
茨城県	●	●			●
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●	●	●	●
千葉県	●	●			●
東京都	●	●			
神奈川県	●		●		●
新潟県	●			●	
富山県	●				●
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●	●	●		●
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●	●		●	
三重県	●	●			●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における 工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダ等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●		●		
和歌山県	●			●	
鳥取県	●		●		●
島根県	●	●	●		●
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●		
山口県	●	●			
徳島県	●	●		●	●
香川県	●		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	●			●	
福岡県	●			●	●
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●	●			●
大分県	●				●
宮崎県	●	●	●	●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●			

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダ等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●		●	
相模原市			●	
新潟市	●			
静岡市	●	●		
浜松市	●			
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

（令和6年12月2日現在）

＜直轄Cランク工事＞
- ● 都道府県建設業協会が賛同
- ○ 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円

国土交通省調べ 等

＜都道府県・指定都市工事での企業評価等＞
- ● 導入済
- ○ 導入予定

□ 令和6年4月以降実施・同意

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

国土交通省

○ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。

○ 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事実施

福島県　郡山市
（中核市、人口：32.8万人）

○ 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。

○ 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上の就業履歴情報登録。

○ 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村：

栃木県宇都宮市（人口：51.8万人）
三重県津市（人口：27.5万人）
東京都調布市（人口：24.2万人）　計4自治体

経費補助

福島県郡山市（中核市、人口：32.8万人）
三重県津市（人口：27.5万人）
東京都調布市（人口：24.2万人）　計3自治体

総合評価加点

青森県　八戸市
（中核市、人口：22.3万人）

○ 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村：

東京都世田谷区（人口：94.4万人）
東京都大田区（人口：74.8万人）

東京都八王子市（中核市、人口：57.9万人）
愛知県豊田市（中核市、人口：42.2万人）
大阪府豊中市（中核市、人口：40.2万人）
福島県いわき市（中核市、人口：33.2万人）

三重県津市（人口：27.5万人）
東京都府中市（人口：26.2万人）
神奈川県平塚市（人口：25.8万人）
千葉県流山市（人口：20.0万人）
広島県尾道市（人口：13.1万人）
静岡県富士宮市（人口：12.8万人）
鹿児島県奄美市（人口：4.1万人）　等37市区

和歌山県かつらぎ町（人口：1.5万人）
福岡県大刀洗町（人口：1.5万人）
岩手県山田町（人口：1.4万人）　等6町

宮城県大衡村（人口：0.6万人）　計45自治体

入札参加資格

長野県　上田市
（人口：15.4万人）

○ 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村：

千葉県船橋市（中核市、人口：64.3万人）
福島県郡山市（中核市、人口：32.8万人）

宮崎県日向市（人口：5.9万人）
長野県須坂市（人口：4.9万人）
鹿児島県日置市（人口：4.7万人）
島根県安来市（人口：3.7万人）
岩手県遠野市（人口：2.5万人）
秋田県にかほ市（人口：2.3万人）
山形県村山市（人口：2.3万人）　等12市

和歌山県かつらぎ町（人口：1.6万人）
福岡県大刀洗町（人口：1.5万人）
岩手県山田町（人口：1.4万人）
山形県三川町（人口：0.8万人）
熊本県高森町（人口：0.6万人）
北海道豊富町（人口：0.4万人）　等9町

福島県川内村（人口：0.2万人）　計22自治体

（令和6年1月末現在　国土交通省調べ）

CCUS 利用拡大に向けた３か年計画（概要）

○　これまでの５年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
○　今後３年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「３か年計画」の位置づけ

CCUSの土台となる
技能者･事業者登録の拡大
【登録拡大フェーズ】

→ 改正建設業法と一体となった、
処遇改善･業務効率化の拡大
【メリット拡大フェーズ】

→ 処遇確保や業務効率化の
浸透･定着
【定着発展フェーズ】

１．経験・技能に応じた処遇改善

○「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大　等

２．CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

○CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
○建退共の申請事務の抜本的な効率化　等

３．就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

○技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
○能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化　等

計画の実施状況を少なくとも年１回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・**あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

1．経験・技能に応じた処遇改善

（1）「労務費の基準」に適合した労務費･賃金の支払確保

・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。（R7-）

・そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める（R6-）

・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメント（表明保証）に関する条項を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行（R6-7）

・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始（R6-7）

・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理（R6-7）

・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

（2）CCUSレベル別年収の改定

・ レベル別年収の示し方等について検討の上、令和６年３月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定（R6-7）

（3）CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討。（R6-7）

・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Ｇメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導（R7-）

（4）法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底）

・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保･行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Ｇメン」が注文者に対して法定福利費の支払徹底を調査･指導（R7-）

（5）CCUSレベルに応じた賃金･手当制度の倍増

・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討（R6-7）

・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ(R6-)

（6）CCUSを活用した「技能者を大切にする適正企業」の評価向上・受注機会拡大

・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にする適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載（R6）

・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築（R7-8）

（7）外国人材の適正な処遇の確保

・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けるようになる方策の検討（R6-）

（8）施工能力等の見える化評価の促進

・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討（R6-7）

2．「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

（1）労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

・CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類（各種帳票等）の作成を効率化（R6）

・技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システムとの連携を推進（R6-7）

・その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施（R6-）

（2）施工体制台帳の作成･提出義務の合理化

・公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ（R6-）

・民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法」を奨励（R6-）

（3）CCUSを活用した現場管理作業の効率化

・特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ（R6）

（4）技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化（スマホアプリ上での確認等）

・技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応（R6-7）

・CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、紙の資格者証の携行が不要となるよう対応（R7-）

（5）CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

・CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化（R7）

・CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ（R6-）

・技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討(R6-)

（6）適正な一人親方の確認の効率化

・CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化（R6-）

（7）現場管理への活用事例の横展開

・CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開（R6-）

3．CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

（1）カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加点等の支援の継続（R6-）

・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhoneのカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履歴蓄積方法の周知を強化（R6-）

・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討（R6-8）

（2）公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

（i）公共発注者に対する働きかけ強化

・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」（R6-）

・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけ（R6-）

・就業履歴の蓄積状況に応じた経審加点制度の創設を検討（R6-7）

・ 地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

（ii）民間工事発注者への周知啓発

・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットをわかりやすく整理して周知徹底。（R6-）

（3）技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資料を作成し、周知（R6-）

（4）能力評価の拡充

（i）能力評価の負担軽減

・ CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手数料も減額（R6）

・能力評価手数料に対する助成制度についてわかりやすく周知し、制度活用を促進（R6-）

（ii）評価基準の策定･充実

・今後３年間で、原則すべての技能者が能力評価基準の対象となるよう取り組むこととし、専門工事業団体が行う基準案の策定を支援（調査検討費の助成等）（R6-8）

・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一ルールを策定。各専門工事業団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能力評価の基準づくりを支援。（R6-）

・各専門工事業の実態に応じてより的確に能力評価を行うことを可能とするため、現行の４段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討し、ガイドラインを見直し（R6-）

・住宅建築分野における能力評価基準の策定（R6-7）

（5）技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請等を行えるアプリ等を開発（R7-）

（6）求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

・ﾊﾛｰﾜｰｸ、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載できるよう関係機関に働きかけ（R6-）

①経験・技能に応じた処遇改善

CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

国土交通省

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」を導入。

（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20，000円
3（銀）	15，000円
2（青）	10，000円
1（白）	5，000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当を支給する「技能者キャリアアップ制度」を導入。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度（事業所負担）	②優秀技能者認定制度（事業所負担）	①に該当し②に認定された場合（最大）
レベル4（ゴールド）（マネジメントレベル）	200円／日	1，800円／日	2，000円／日
レベル3（シルバー）（職長レベル）	100円／日	900円／日	1，000円／日
レベル2（ブルー）（中堅技能者）	50円／日	450円／日	500円／日
レベル1（ホワイト）（見習い）	0円／日	0円／日	0円／日

【その他実施している企業】
新谷建設　村本建設　等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度を導入。
認定された役職に応じ、CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当を支給。

（役職制度）

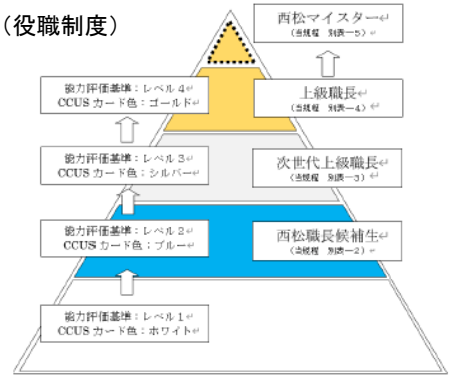

※役職認定には、CCUSレベルのほか、 資格や表彰実績等も考慮。

（手当制度）

役職	単価
西松マイスター	日額 3,000 円
上級職長	日額 2,000 円
次世代上級職長	日額 1,000 円
西松職長候補生	日額 500 円

【その他実施している企業】
竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛島建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、富士ピー・エス、馬淵建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、CCUSレベルを設定。

（昇格基準）

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
	中堅	課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
		担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
3		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
2		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1	3年目		指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
	2年目		指導を受けながら職務を遂行 等
	1年目		特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、建退共掛金を全額負担。

○鹿島建設　○清水建設　○竹中工務店　○三井住友建設　等

CCUSを活用した「技能者を大切にする適正企業」の評価向上・受注機会拡大

○　発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にする適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。
（「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度（仮称））

「技能者を大切にする適正企業」のイメージ

○以下の取組を行うことにより、技能者を大切にする適正企業。

＜取組例※＞　※制度詳細は今後検討
（下請）技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休２日制
（元請・発注者）（一人親方含め）適正な工期・労務費等での取引
（共通）宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度（仮称）（Ｒ６）

●発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言

●宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省ＨＰ上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

Ｒ６年度
取組基準を検討・策定

企業による自主的宣言

Ｒ６～７年度
取組を行う企業へのインセンティブ提供

Ｒ７年度～
水準の高い取組を行う企業の第三者認証、インセンティブ強化

②「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した業務効率化

○ CCUSの「共通のデータ基盤」としての機能を活用して、安全書類作成システムの入力、施工体制台帳の確認や建退共の積立等、元請・下請の様々な事務作業や現場管理を効率化し、働き方改革に貢献。

【労務安全システム等の入力】
現状：共通する情報もそれぞれのシステムに入力が必要
⇒ CCUSの登録情報※を自動で取得し、手入力不要に

下請事業者

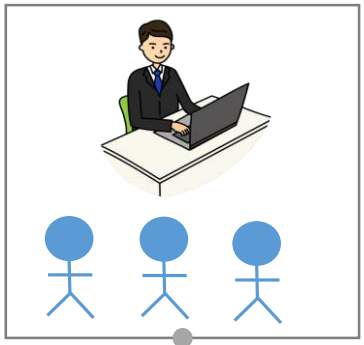

元請Aの現場
（X社のシステム）

元請Bの現場
（Y社のシステム）

【施工体制台帳の提出】
現状：公共工事では施工体制の変更の都度、施工体制台帳の提出義務
⇒ CCUS上で閲覧できれば提出不要

※併せて、全ての公共発注者に対してCCUSでの施工体制台帳確認を可能とするよう要請

発注者

CCUS

※ 技能者基本情報（氏名、資格、社会保険加入状況等）から順次実施

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	・・・
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	・・・
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	・・・
・・・						

建退共報告ツール

就労実績データ

退職金ポイント積立

【建退共の電子申請】
現状：CCUSから建退共の電子申請をするために、一度専用ツールにデータを出力しなければならない
⇒ ワンタッチで建退共の就労実績登録を可能に（R７）

CCUS登録情報を活用した労務安全システム等への入力作業削減

国土交通省

- 建設企業の働き方改革のため、**CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能**とし、データ入力作業を効率化

これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力

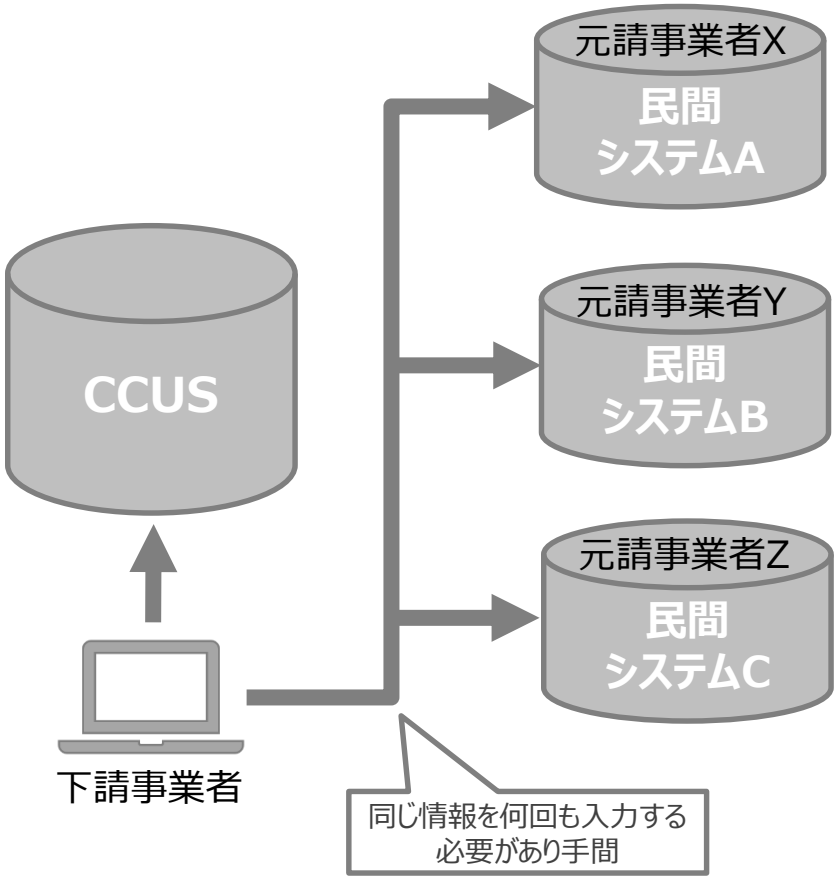

これから

CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減

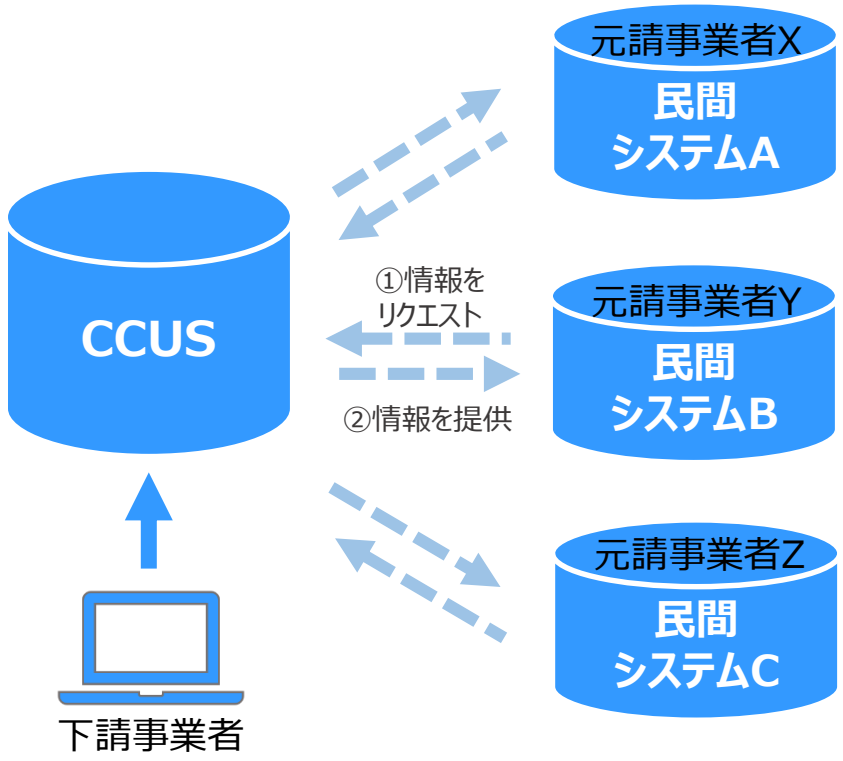

建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」について

CCUS運営主体：（一財）建設業振興基金の取組

建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」（2024年11月リリース）

CCUS登録技能者の皆様に便利にお使いいただけるよう、多くの機能をご用意しました。「どんなアプリなの？」か、主な機能や画面等をご紹介します。

◎ 建キャリとは？

「建キャリ」は、日本初の業界横断的な技能者向けスマートフォンアプリであり、３００万人ともいわれる建設技能者共通のアプリを目指しています。CCUSに登録している基本情報や就業履歴を、技能者本人が容易に確認、登録している資格者証などをいつでも画面表示できます。また、能力評価のサポートや建退共掛金納付状況、CCUS応援団の特典なども確認可能。CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。ダウンロードは無料。iPhoneでもandroidスマホでもご利用いただけます。

レベルと職種、登録基幹技能者であることを表示

マイページからは、氏名などの基本情報・お知らせ等を表示

直近の就業履歴を表示

レベルの色を表示（Lv1:白、Lv2:青 Lv3:ｼﾙﾊﾞｰ、Lv4:ｺﾞｰﾙﾄﾞ）

ホーム画面は、アプリ内に登録されているイラストから、お好きなものを選択（※）

技能者ＩＤをＱＲ表示（ワンタイム）

（※）イラスト選択例

建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」について

CCUS運営主体：（一財）建設業振興基金の取組

資格情報

「資格情報」には、登録基幹技能者から技能講習、表彰まで、登録した全ての情報が表示されます。さらに、ワンタッチで、登録した画像データを表示することも可能で、オフライン（電波が届かない）時でも見ることができるようになっています。

就業履歴

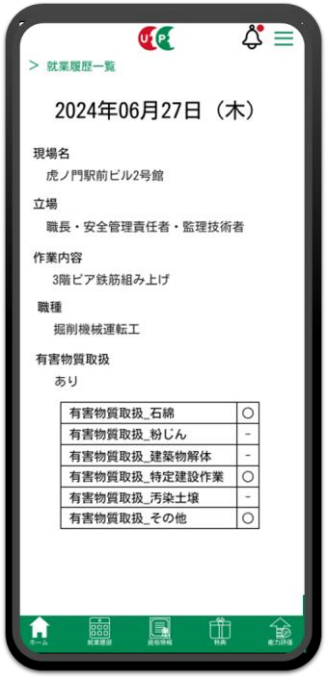

本アプリでは、PCでCCUSにログインせずに、蓄積された就業履歴を確認することができます。
月別に表示される日々の履歴はもちろん、その日の作業内容、立場なども表示可能ですので、自分の履歴が適切に蓄積されているか、手軽に確認することができます。

特典

アプリから、都道府県別・サービス別にCCUS応援団の特典を検索することができます。
お手軽に特典を検索、内容を確認してご活用ください。

建退共

現在の掛金状況や、退職金の目安などを確認することができます。

③CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

就業履歴蓄積環境の整備支援

国土交通省

カードリーダー設置等に要する費用の軽減

◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積**できる実験的取組を**R5より開始**

◎ **iPhone**のカード読取機能を活用した就業履歴の蓄積**（R6.1～）**

◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施　（建設業振興基金にて継続）

◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入等に係る経費を助成**【厚労省】

◎ カードリーダー未設置現場に対するメール相談窓口を建設業振興基金に開設
（相談に基づき、元請への**サポートの実施**、カードリーダーの**無償貸与**）

システム登録・現場利用のサポート

◎CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる**CCUS認定アドバイザー**を全国337名認定。電話対応可能なアドバイザーも設置。
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能

◎CCUSの登録に関する知識を習得し、代行申請が可能な**CCUS登録行政書士**を全国1,108名認定

◎オンライン申請に加えて、全国237か所の**認定登録機関**の窓口で、**書面による申請**について、事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで実施
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能

◎**YouTubeのCCUSチャンネル**で、CCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信

◎Zoomを活用したオンラインの**「サテライト説明会」**を開催
※建設業振興基金のHPからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUSを活用するモデル工事（試行）について

- 国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。）のうち一般土木工事において、CCUSに対する建設業界の理解や、モデル工事実施への要望の状況を十分踏まえた上で実施。

＜モデル工事の特記仕様書記載例（抜粋）Ｒ６．１時点＞

（試行について）

本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

（登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率の計測方法について）

工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。

（発注者による各比率の確認方法について）

計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。

（工事成績の評点への反映について）

受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上、平均登録技能者率８０％以上及び平均就業履歴蓄積率５０％以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率９０％以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

（費用負担について）

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、（中略）、支出実績に基づき費用を計上するものとする。
現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

【建設キャリアアップシステム】 鳥取県によるCCUS義務化モデル工事の概要

令和4年4月から、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する工事において、受注者が「建設キャリアアップシステム」を活用した場合に、受注者の求めに応じて現場経費の一部を発注者が支援する「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）」を実施しています。

（1） 対象工事	○　県土整備部（各総合事務所県土整備局含む）が発注し、災害復旧工事及び受託工事を除くすべての工事。	
（2） 実施期間	○　令和４年４月１日から令和７年３月３１日に調達公告及び随意契約のための見積依頼を行う工事	
（3） 発注方法	①　発注時に現場説明書（特記事項）に対象工事であることを明示。特記仕様書はホームページで公開。 ②　受注者はＣＣＵＳを活用し経費支援を求める場合は、工事着手までに工事打合せ簿により発注者に協議 ③　ＣＣＵＳの活用にあたっては「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）実施要領」を適用	
（4） 費用負担	カードリーダー設置費用	①受注者はＣＣＵＳに対象工事の現場に係る情報を登録する。また、就業履歴蓄積のためのカードリーダーを現場事務所等に設置し、就業履歴の蓄積を行う。 ②就業履歴の蓄積は工事期間中１回以上あればよいものとする。また就業履歴の蓄積の対象となる労働者は元請負者、下請負者の別を問わない。 ③支援の対象となる経費 ア　対象機器 ・カードリーダー（顔認証型のリーダー等を含む） ※リースの場合のリース料及びカードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）並びに通信費は対象外。 イ　条件 ・カードリーダーは、契約締結日の１か月から現場での就業履歴の蓄積開始までの間に新規に購入したものとし、１現場当たり１台とする。 ・支援額はＯＳがＷｉｎｄｏｗｓの場合は１万円（税抜き）、ｉＯＳの場合は３万円（税抜き）を上限とする。 （顔認証型のリーダー等で入構管理を行う場合も同様）
（5） 流れ	①受注者がカードリーダーを購入（契約締結日の１か月前から現場での就業履歴蓄積開始までの間に新規購入） ②受注者がＣＣＵＳ活用工事として経費支援を求める旨を、工事着手までに工事打合せ簿により発注者に協議 ③受注者がＣＣＵＳに対象工事の現場に係る情報を登録。就業履歴蓄積のためのカードリーダーを現場事務所等に設置し、就業履歴の蓄積を行う。 ④受注者は就業履歴の蓄積を開始した月の翌月１０日までに以下の書類を発注者へ提出。 ・購入を証する領収書等（１台当たりの支出実績が確認できるもの） ・カードリーダーの設置状況が分かるもの ・ＣＣＵＳ出力帳票など就業履歴数の実績が確認できるもの。 ⑤発注者が承諾した金額を設計変更により計上する。	

【建設キャリアアップシステム】 鳥取県による総合評価落札方式における加点例

令和5年度に「鳥取県建設キャリアップシステム活用モデル工事（試行）実施要領」を制定し、CCUS活用モデル工事として県土整備部発注工事について、CCUSの利用を宣誓した者に加点しています。

〇対象工事
　鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）発注の発注工種が土木一般かつ予定価格が1千万円以上の簡易評価型総合評価競争入札により発注する工事であり、発注者が必要と認めたもの。

〇加点要件
　施工能力点数のうち会社の施工能力に係る評価項目に「CCUS」を設定し、入札参加者が入札時に誓約書を提出したもの

〇評価項目
　企業の施工能力の評価項目に「CCUS」を追加

〇評価点（加点）数
　0．5点

【建設キャリアアップシステム】 島根県における工事成績評定への加点例

◆ 対象工事

令和5年4月1日以降に起工する農林水産部及び土木部が所管する工事

◆ 実施内容

活用項目	基準
⑥ 平均登録事業者率	70%以上（登録事業者数／元請事業者及び下請事業者の数）
⑦ 平均登録技能者率	60%以上（登録技能者数／技能者の数）
⑧ 平均就業履歴蓄積率	30%以上

◆ インセンティブ

・ 工事成績評定の加点

前表の「利用3項目」 を全て達成した場合、2点加点する。

・ 費用負担

カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実費を積上げ計上

※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円まで、1工事2台まで

【建設キャリアアップシステム】 島根県における総合評価落札方式への加点例

〇対象工事

令和５年４月１日以降に起工する農林水産部及び土木部が所管する工事

〇評価項目・加点内容

ＣＣＵＳの活用を評価項目とした総合評価方式の入札において、次表に掲げる「導入５項目」を確約した場合に技術評価点に加点する

活用項目	基準
① 事業者登録	元請業者。下請業者の登録は問わない
② 技能者登録	1名以上の技能者の登録
③ 現場登録	当該現場の登録
④ 就業履歴の蓄積	1回以上の就業履歴数の蓄積
⑤ 現場へカードリーダー等の設置	当該現場での設置

活用の確認は、工事完成後に証明書類（システムから出力した帳票「現場・契約情報」などを発注者へ提出し、確認を受ける。

なお、総合評価方式において加点されたにもかかわらず、基準を達成しなかった場合は、工事成績評定で減点する。

〇「ＣＣＵＳ活用」に係る費用

カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実費を積上げ計上

※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円まで、1工事2台まで

【建設キャリアアップシステム】 岡山県によるCCUS活用工事の試行の概要

（対象工事）
・岡山県が発注する原則全ての工事

（発注方式）
・受注者希望型で実施
・発注時に特記仕様書において「CCUS活用工事」の対象であることを明示

（工事成績評定での加点基準）
・受注者が、①～④の項目で全て判断基準を達成した場合、工事成績評定で1点加点

項　　目	判断基準
①事業者登録	事業者の登録を行ったこと。
②技能者登録	１名以上の登録を行ったこと。
③管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録を行ったこと。
④当該現場へのカードリーダーの設置及び技能者の就業履歴の蓄積	当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと。

【建設キャリアアップシステム】 広島県によるCCUS活用工事の試行の概要

（対象工事）
・広島県土木建築局営繕課が発注する原則全ての工事

（発注方式）
・受注者希望型で実施
・発注時に「CCUS活用工事」の対象であることを明示

（工事成績評定での加点基準）
・受注者が、①～③の項目で全て目標基準を達成した場合、工事成績評定で1点加点

項　　目	目標基準
①平均登録事業者率	70%
②平均登録技能者率	50%
③平均就業履歴蓄積率	30%

・受注者が、①～③の項目で全て目標基準を達成し、かつ②の項目で70%以上を達成した場合は工事成績評定で更に1点加点

【建設キャリアアップシステム】広島県による総合評価落札方式における加点例

【土木工事・営繕工事】

○ 評価項目

企業の施工能力 → 建設キャリアアップシステムの活用

○ 加点要件

当該現場で活用し、就業履歴蓄積率に応じて評価

※就業履歴蓄積率とは、カードリーダーなどを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数を工事現場へ入場した技能者の延べ人数で除した割合

○ 評価基準

・建設現場において現場登録を行い、カードリーダーなどを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用

・工事の完了後、登録IDの写し、就業履歴蓄積率の「実績確認票」及び作業日報やKY実施記録等の根拠資料で就業履歴蓄積率を確認

※カードリーダーの設置のみは活用したとは見なさない

○ 対象工事及び評価点

対象工事：（土木工事）地域維持型を除く全ての型式
（営繕工事）全ての型式

評価点：1.0点（就業履歴蓄積率25%以上）、0.5点（就業履歴蓄積率25%未満）

【建設キャリアアップシステム】 山口県によるCCUS活用工事の概要

（対象工事）　山口県土木建築部が発注する全ての工事を対象（工場製作のみの工事は対象外）

（取組内容）　契約後、受注者がCCUSの活用を希望した場合に実施する「受注者希望型」で発注
以下に示す基準の達成状況に応じて、工事成績評定にて加点

指標	基準（土木系工事）	基準（営繕系工事）
施工体制登録技能者率	60%	30%
就業履歴情報登録状況	カードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間（現場作業着手日から現場作業完了日まで）の維持	

（確認方法）　工事完成時に受注者から提出された資料により発注者が確認

（評定への反映）　受注者がすべての指標の基準を達成した場合、１点加点

（仕様書の明示）　CCUS活用工事の対象工事は、特記仕様書等においてその旨を明らかにする

（費用負担）　CCUS活用に関する費用（カードリーダー等購入・設置費、現場利用料等）は受注者が負担するものとする

第三次・担い手３法に係るＣＣＵＳの位置づけ

第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ

国土交通省

○第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

○入契法上、義務とされている**公共工事における施工体制台帳の写しの提出**について、**システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除**。（入契法第15条第2項）

○システム等として、**「建設キャリアアップシステム」を法令上明記。**（入契法施行規則第2条）

○入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、**公共発注者における活用を明記**。

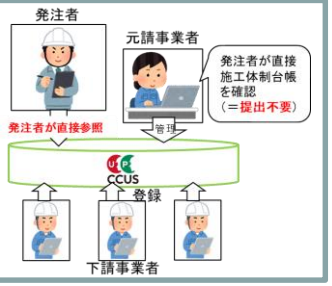

ICTを活用した現場管理の効率化

○改正建設業法において、**特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場管理を努力義務化**。（建設業法第25条の28）

○当該措置に関し、国が定める「指針」（※1）において、**取り組むことが望ましい事項として、「CCUSの活用促進」（※2）を位置づけ。**

※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）
※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記
・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化　等

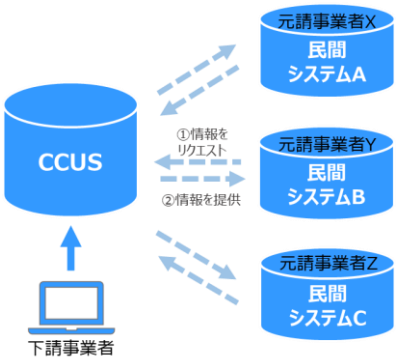

現場技術者の専任義務の緩和

○改正建設業法において、**現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能**とする制度を創設。（建設業法第26条3項）

○要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、**CCUS等を望ましい措置として明記**。

建設業者による処遇確保

○改正建設業法等において、**技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保**を、建設業者に対して努力義務化。（建設業法第25条の27第2項、品確法第8条第4項）

○品確法基本方針において、**CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記**。

※いずれも令和6年12月13日より施行

【参考】第三次・担い手3法に係る関係法令等でのCCUSの記載 ①

国土交通省

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（抄）

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条 （略）

2 公共工事の受注者（略）は、◆当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き◆、作成した施工体制台帳（略）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 （略）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第10号）（抄）

（施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置）

第二条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める措置は、◆建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置◆とする。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）

第二十五条の二十七 （略）

2 建設業者は、◆その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保◆するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3、4 （略）

（建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第二十五条の二十八 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な◆情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない◆ 。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、◆その適切かつ有効な実施を図るための指針◆となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（受注者等の責務）

第八条 （略）

2、3 （略）

4 公共工事等を実施する者は、◆その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保◆するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 （略）

【参考】第三次・担い手3法に係る関係法令等でのCCUSの記載 ②

国土交通省

〇公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（令和6年12月13日 閣議決定）（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

2 受注者等の責務に関する事項

（略）特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャリアアップシステム」について、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、技能労働者が現場で「建設キャリアアップシステム」を利用できるよう必要な環境を整備するとともに、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、◆個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇◆を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式を積極的に活用するとともに、◆「建設キャリアアップシステム」の現場就業履歴を活用した就労実績報告等の実施◆に努めるものとする。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

（略）各発注者は、公共工事に係る手続や書類の簡素化を推進するとともに、それらの電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため（略）、◆施工体制台帳の写しの提出の求めに代えた「建設キャリアアップシステム」等のシステムの活用による施工体制の確認等◆に努めるものとする。

11 品質確保のための基盤整備 （1）公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保等

（略）国は、公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、「建設キャリアアップシステム」の利用環境の充実・向上に努めるなど◆技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇◆につながるような労働環境の改善を推進する（略）ものとする。

〇公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日 閣議決定）（抄）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

（5）施工体制の把握の徹底等に関すること

（略） 各省各庁の長等は、元請業者の負担を軽減するため、 ◆施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認◆に努めるものとする。

（7）適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

（略）国は、公共工事の適正な施工を確保するために、 建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、 ◆能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置◆を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

【参考】第三次・担い手3法に係る関係法令等でのCCUSの記載 ③

国土交通省

〇情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（令和6年12月13日公表）（抄）

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

（2）CCUS の活用促進

②講ずべき措置

下請業者を含む建設業者においては、建設現場の生産性向上につながるよう、◆CCUSへの事業者登録、技能者登録（簡略型から詳細型への移行を含む。）、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積◆等を一層進める必要がある。

元請業者においては、下請業者や技能者が建設現場でCCUS を適切に利用できるよう、◆カードリーダー等の利用環境を構築するとともに、下請業者に対して利用について働きかけ◆を行うことが求められる。

公共発注者においては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等によるCCUS の利用が進められるよう、◆就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評定における加点措置など、地域の建設業者における利用の状況等に応じて必要な条件整備◆を講ずべきである。

各建設業者は、◆社会保険未加入者の排除の徹底や適正な施工体制の継続的な確保に加え、施工体制台帳等の書類の作成や、就業履歴情報を活用した適切な人員配置、各建設現場において必要となる資格を有しているかどうかの確認等にあたり、CCUS を積極的に活用◆し、効率的な現場管理等に取り組むべきである。

また、前述のとおり、CCUS 登録情報と施工管理システムとの情報連携に係る取組が進められており、各建設業者においては、◆CCUS の「共通のデータ基盤」としての機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化◆をより一層進めるべきである。加えて、後述のとおり、建設業退職金共済制度における電子申請方式の利用にあたっては、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、◆CCUS の現場就業履歴を活用した就労実績報告等◆に積極的に取り組むべきである。

更に、各建設業者においては、◆法令上、紙の資格者証を携行する必要がない資格について、CCUS に登録された情報を活用した資格確認◆を積極的に行うとともに、技能者に携行不要である旨周知・働きかけを行うことが望ましい。

令和6年改正法により、公共工事における施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務について、CCUS 等のシステムにより直接発注者が施工体制を参照できる場合には、施工体制台帳の写しの提出義務が合理化されることとなったことから、公共発注者においては、かかる新制度を利用し、元請業者等の負担軽減に取り組むことが求められるところ、◆CCUS は、公共発注者からもCCUS で作成された施工体制台帳を確認できる機能が搭載されていることから、これを積極的に活用◆すべきである。加えて、◆民間発注者においても、元請業者に施工体制台帳の閲覧を求める場合は、CCUS を活用◆することが望ましい。

〇監理技術者制度運用マニュアルについて（抄）

（平成16 年3月1日国総建第316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）

三 監理技術者等の工事現場における専任

（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1）～4） 略

5） 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（省令十七条の二第一項第四号）なお、◆情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましい◆が、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6）～8） 略

資料　３

建設業の一人親方対策について

今後の協議会重点課題

国土交通省

・・・本年度改訂部分

今後の協議会重点課題（総括）

○ 建設業における今後の担い手確保のため、**建設キャリアアップシステムの登録及び活用を推進**し、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、適正な労務費の確保・行き渡りが、**技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要**がある。

また、安全書類の作成の効率化等を通じた働き方改革推進のため、**建設キャリアアップシステムと労務安全システム等との連携強化**を図る必要がある。

○ 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する**働き方自己診断チェックリストの活用を促進**し、**適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける**必要がある。

○ 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる**電子申請方式及びCCUS連携の利用促進**を図り、**証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要**がある。

取組内容

① 建設キャリアアップシステムの推進

② **建設業の一人親方対策の推進**

③ 建退共・CCUS連携の利用促進

④ **賃上げの推進・適切な賃金及び法定福利費等の確保・行き渡り**

今後の協議会重点課題②

国土交通省

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

（1）規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。

⇒一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「働き方自己診断チェックリスト」のより一層の活用促進を図り、活用率を約5割まで高めることを目指す。

⇒チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

（2）建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、一人親方の実態把握を強化する。

（3）一人親方と建設企業の適正取引等の推進

⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

⇒ 一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す取り組みを進める。

⇒法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%ポイント引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費の技能者を雇用する建設業者への価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

建設業における社会保険加入対策の概要

国土交通省

○ 技能労働者の処遇向上と人材の確保を図るため、社会保険加入の促進とともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要
○ 平成24年3月の中央建設業審議会の建議を踏まえ、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を推進

これまでの主な取組

建設業法や公共工事における対策の実施

○ 建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可の要件化（R2.10）
○ 国土交通省直轄工事における対策
・２次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定し、加入が確認できない場合は元請に対してペナルティを実施 （H29.10～）
○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施
・公共標準約款を改正し、**下請企業を加入企業に限定する規定を創設**（H29.7）

社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定･浸透

○ 下請指導ガイドライン（課長通知） （H24.11～）
・元請企業は下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導（社会保険加入確認についてはCCUSの活用を原則化）
・未加入企業を下請に選定しない、**適切な保険に未加入の者は原則として現場入場を認めない取扱い**
・働き方自己診断チェックリストを活用した、**一人親方の働き方について適切性の確認を強化**

法定福利費の支払の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
・専門工事業団体による「標準見積書」の作成・活用促進（H25.9～）に加え、標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に要請（R3.12～）
○ 直轄工事予定価格への反映と請負代金内訳書への内訳明示
・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
・標準約款（公共・民間・下請）を改正し、**受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示**（H29.7）
○ 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 （H29.9～）

民間発注工事における対策の実施

○ 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 （H30.1～）

行政･元請･下請一体となった保険加入の推進 等

○ 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における一体的取組の推進 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を令和3年12月に発展的改組
・建設業関係団体等（建設業関係団体、発注者団体を含む）１０６団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
・CCUSの活用を通じて、**社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進**するため開催

○ 周知・啓発・相談体制の充実等
・全国社会保険労務士会連合会と連携し、相談窓口の設置・適切な保険について確認できるフローチャートの作成
・**一人親方の適切な請負契約についてリーフレットを作成**し周知・啓発

社会保険加入状況調査結果について

国土交通省

○ 公共事業労務費調査（令和５年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- 企業単位の加入率は、**雇用保険、厚生年金保険では100%※ 、健康保険では99%※**となっています。
- 労働者単位の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに95%※** となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

企業単位

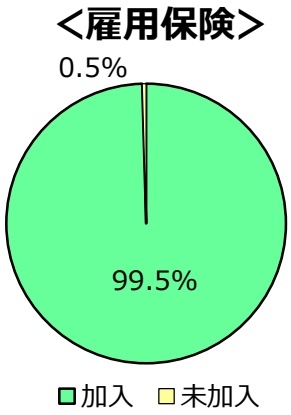

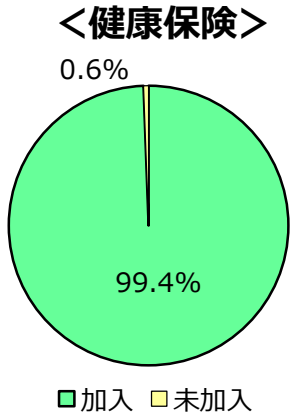

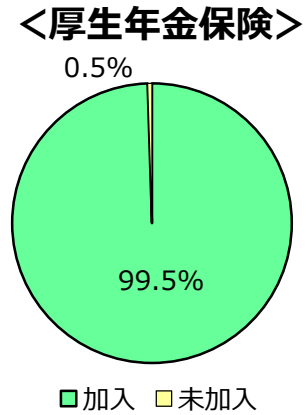

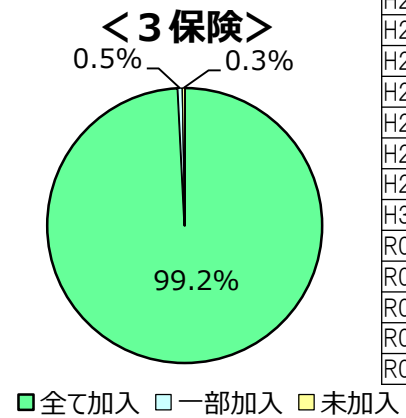

企業単位・３保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%

労働者単位

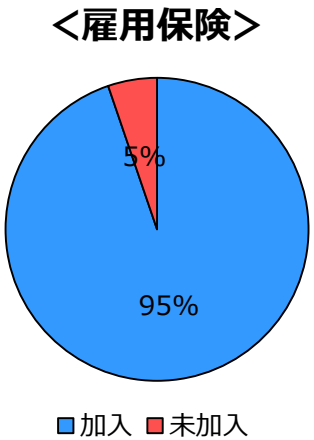

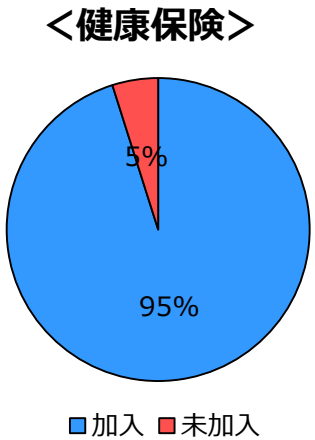

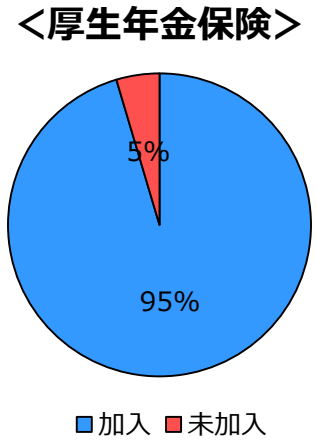

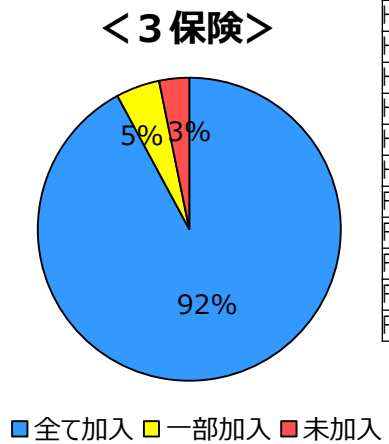

労働者単位・３保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

※ 令和３年１０月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和４年１０月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

規制逃れを目的とした一人親方化の現状と課題

国土交通省

現状

○　国土交通省においては、
・老後の生活や怪我時の保障など技能者に対する処遇改善
・法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備
等の観点から、平成２４年度から社会保険加入対策を推進しており、社会保険の加入率は、令和５年度には、企業単位でほぼ１００%、技能者単位で９２%と、一定の改善がみられる。

○　一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が行われている可能性がある。

○　建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいるとの見解が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在

課題

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した、偽装請負としての一人親方化が進むことは、**技能者の処遇低下**のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、**公正・健全な競争環境の阻害**を招く。

建設業の一人親方問題に関する検討会の概要

国土交通省

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（現「CCUS処遇改善推進協議会」）の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

１．検討会構成員

右記の通り

２．主な検討内容

○ 職種ごとの一人親方の実態把握

○ 規制逃れを目的とした一人親方化対策

○ 一人親方の処遇改善対策

等

３．開催実績

第１回　令和２年６月２５日
第２回　令和２年１０月５日
第３回　令和３年１２月２４日
第４回　令和３年３月９日
（中間取りまとめ）
第５回　令和３年９月２日
第６回　令和４年３月９日
第７回　令和６年１月３１日

構成員等

＜有識者＞（３）

・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授　蟹澤 宏剛
・東京大学 社会科学研究所 教授　水町 勇一郎
・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授　川田 琢之

＜建設業者団体＞（１６）

・（一社）日本建設業連合会
・（一社）全国建設業協会
・（一社）全国中小建設業協会
・（一社）建設産業専門団体連合会
・全国建設労働組合総連合
・（公社）全国鉄筋工事業協会
・（一社）日本型枠工事業協会
・（一社）住宅生産団体連合会
・（一社）日本電設工業協会
・全国管工事業協同組合連合会
・（一社）日本鳶工業連合会
・（一社）全国建設室内工事業協会
・（一社）日本塗装工業会
・（一社）日本機械土工協会
・（一社）日本左官業組合連合会
・（一社）JBN・全国工務店協会（第４回から参画）

＜オブザーバー＞（３）

・厚生労働省 労働基準局 監督課
・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

＜事務局＞

・国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

一人親方の取組に関する申合せ

国土交通省

○ **「規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策」**及び**「一人親方と建設企業の適正取引」**の推進を徹底するため、**令和６・７年度における取組**について、下記のとおり業界と**申し合わせる**。
○ 令和８年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

令和６・７年度（申合わせ事項）

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生経費規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。

・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等**の活用を拡大するものとし、現行の活用率約２割を約５割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。

・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。

・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわゆる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。

・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。

・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されることがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

・令和８年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

次ページへ続く

一人親方の取組に関する申合せ（続き）

国土交通省

令和６・７年度（申合わせ事項）（続き）

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。

・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。

・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。

・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも３０％引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

令和８年度以降の取組

・適正でない一人親方の目安を策定する。

・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。

・その他、令和6・7年度の取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

資料　4

適切な労務費・法定福利費等の確保と行き渡りに向けた取組について

今後の協議会重点課題④

国土交通省

④賃上げの推進・適切な賃金及び法定福利費等の確保・行き渡り

技能者の賃金水準の向上と、賃金及び法定福利費の適切な行き渡りを促進し、技能者の処遇改善及び公平・健全な競争環境の整備へとつなげるために、以下の取組を実施する。

（1）国土交通大臣と建設業団体の意見交換会を踏まえた賃上げの取組

⇒ 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会を踏まえて、技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標として取り組む。

（2）公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

⇒ 公共事業設計労務単価の上昇が現場に着実に広がり、地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。

⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるようCCUSレベル別年収の活用を促進するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進する。

（3）賃金及び法定福利費等の適切な行き渡りの促進

⇒ 適正取引の推進のため、元請企業は下請企業に対して労務費と法定福利費等を内訳明示した見積書の提出または標準見積書の提出を求めるよう徹底するとともに、発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費等を内訳明示する。

⇒法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%ポイント引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。（再掲）

⇒ 受発注者と連携し、賃金支払いの原資となる適正な労務費の確保・行き渡りを図る。

（4）法定福利費等の見積りの尊重

⇒ 元請企業は、下請企業から提出された見積もりを尊重し法定福利費等を確保する。

⇒ 発注者は法定福利費等が適正に見込まれた発注をするとともに、法定福利費等の確保に配慮すること。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

国土交通省

ポイント

（1）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

（2）時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全　　職　　種　（24,852円）　　令和６年３月比；＋６．０％

主要12職種※　（23,237円）　　令和６年３月比；＋５．６％

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和６年度比	職種	全国平均値	令和６年度比
特殊作業員	27,035円	＋５．６％	運転手（一般）	24,605円	＋５．４％
普通作業員	22,938円	＋５．３％	型わく工	30,214円	＋５．１％
軽作業員	18,137円	＋６．８％	大工	29,019円	＋６．３％
とび工	29,748円	＋４．８％	左官	29,351円	＋６．８％
鉄筋工	30,071円	＋５．９％	交通誘導警備員Ａ	17,931円	＋５．７％
運転手（特殊）	28,092円	＋５．０％	交通誘導警備員Ｂ	15,752円	＋５．７％

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

国土交通省

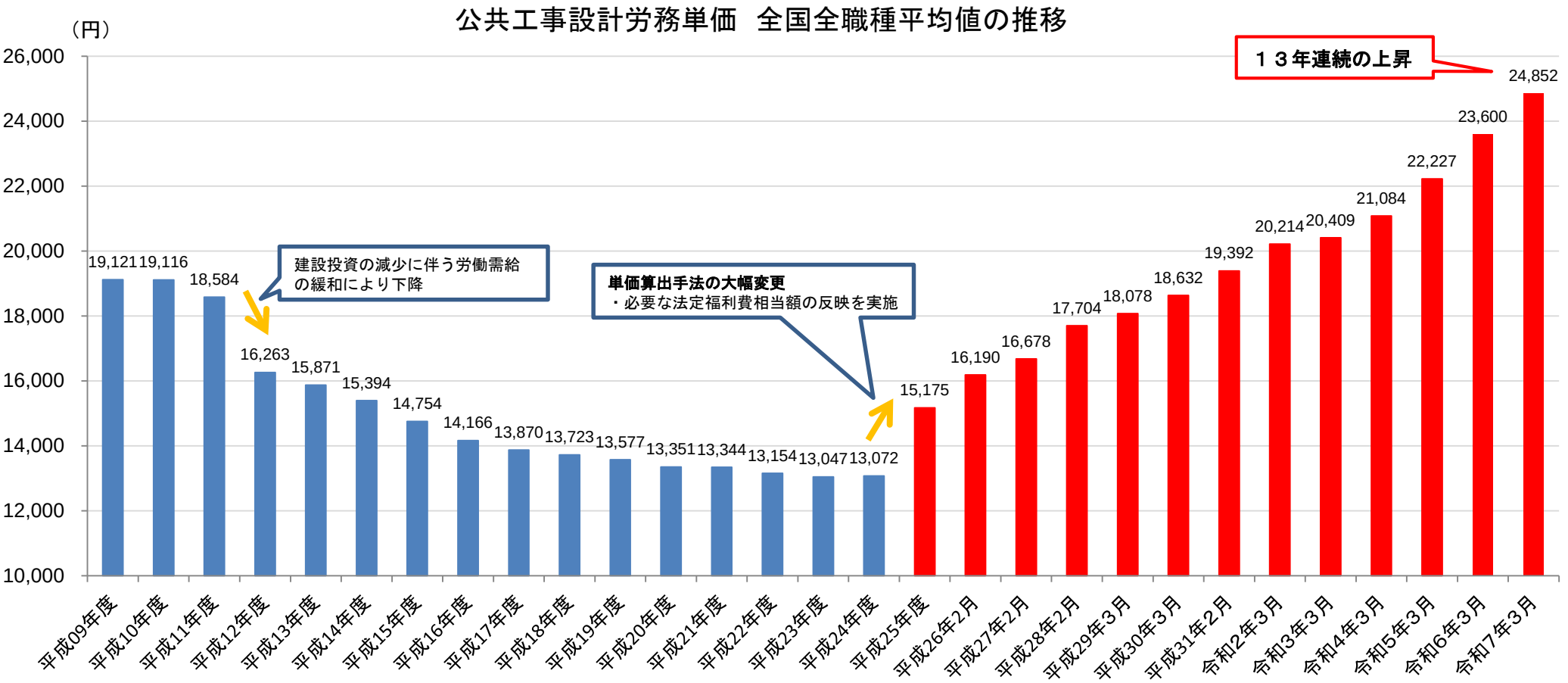

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全　職　種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→+1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→+1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3）伸び率は単純平均値より算出した。

令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査について

国土交通省

＜目的＞

平成29年から毎年度、社会保険の加入、法定福利費や賃金の支払い状況等について実態を把握するための調査を実施。

＜調査概要＞

1. 調査対象　建設業許可業者から無作為に抽出した30，000者

2. 調査手法　WEBアンケート　※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可

3. 調査項目
（1）企業の概要
本社所在地、許可業種、企業の規模、CCUSの登録、給与形態、休日取得状況、主な発注者（公共・民間）、雇用する技能労働者の社会保険加入状況、建設業退職金共済制度の活用状況、建退共証紙の交付状況、一人親方の実態や契約方法、建設事業主等に対する助成金制度の利用
（2）賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
（3）法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差（見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか）、
請負代金内訳書の活用状況（注文者等に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を明示したか）
※現場については、元・下／次数／公共・民間／規模／地域といった属性も調査

4. 調査時期　令和5年9月20日～令和5年10月23日

下請企業における法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況

国土交通省

○ 直近の一現場（公共・民間）において、**法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況**を調査
○ 二次・三次下請の提出した割合が微増
○ 下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向

公共工事

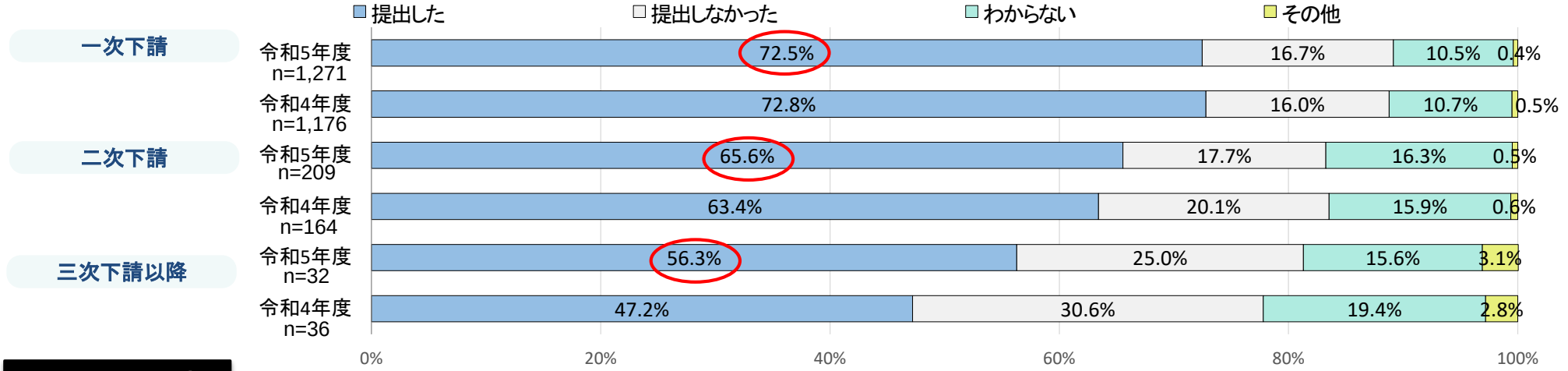

民間発注工事

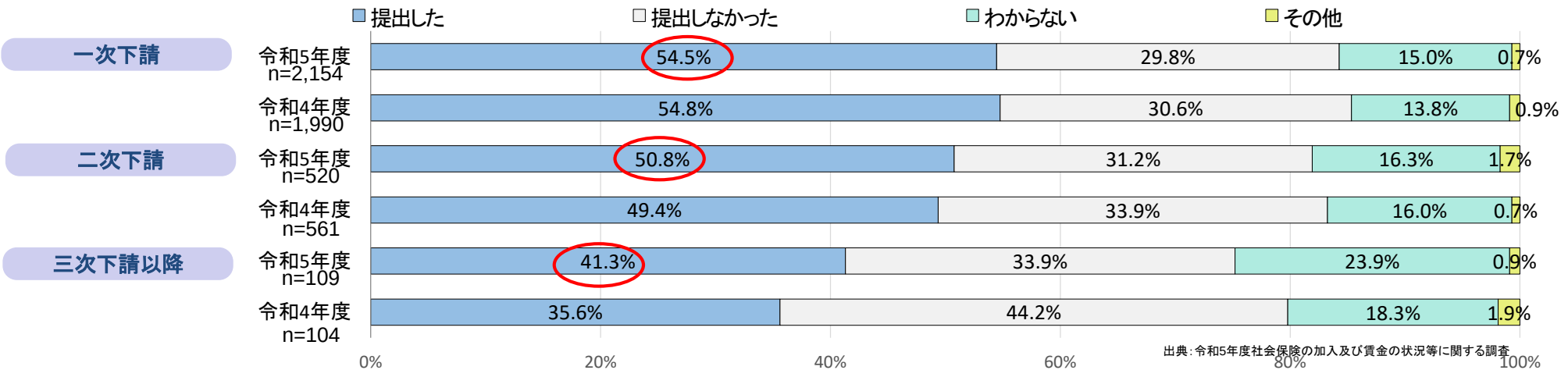

出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

下請企業における法定福利費の受取状況

国土交通省

○ 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した**法定福利費の受取状況を調査**
○ 一次・二次下請で100%受け取れた企業の割合は、前年度（令和4年度）から微減

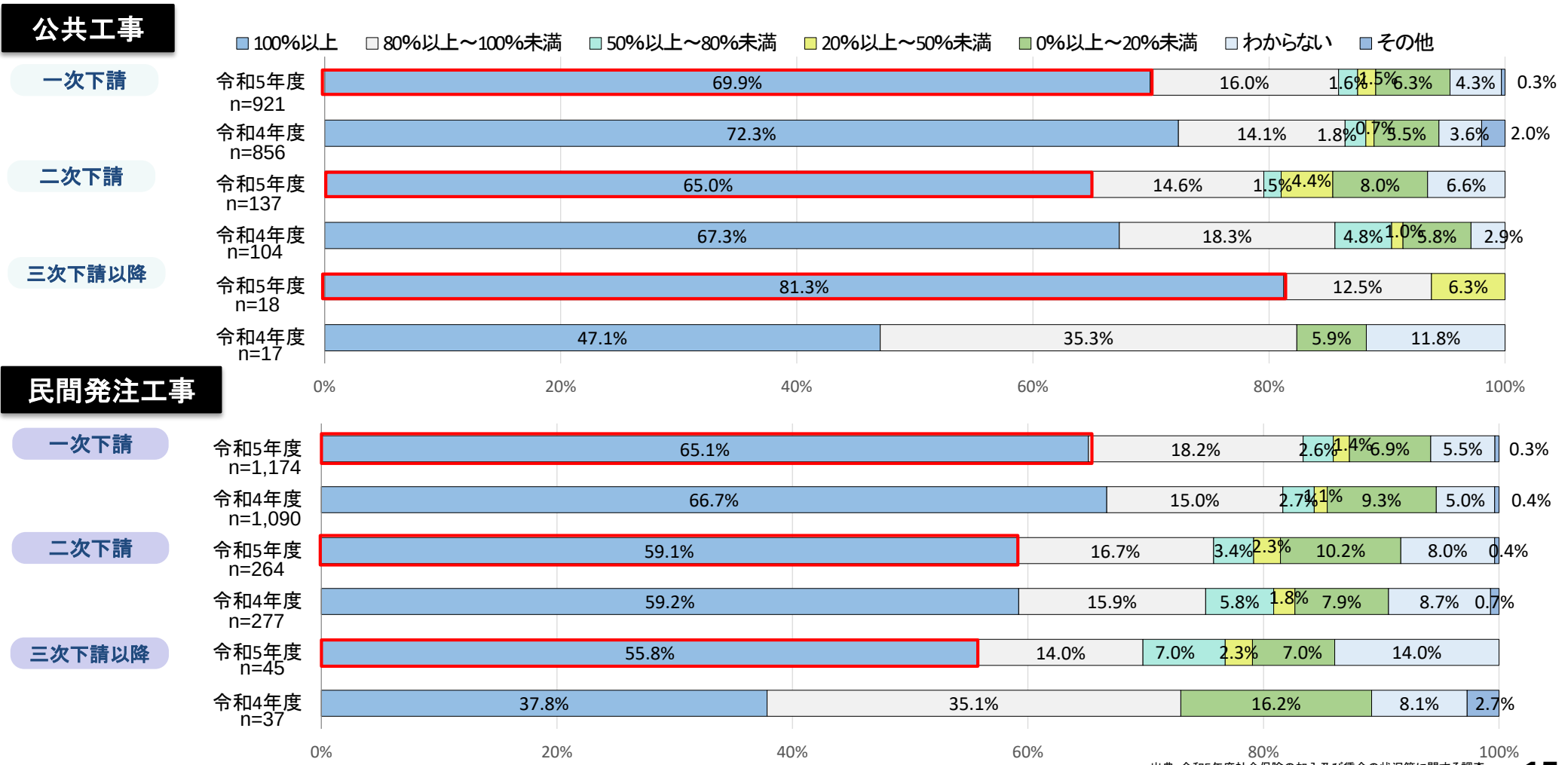

出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

発注者に対する請負代金内訳書における法定福利費の明示の状況

国土交通省

○ 直近の一現場（公共・民間）において、**法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査**

○ 公共・民間発注工事別では、**公共工事では約7割**が明示したが、**民間工事では約4割**にとどまっている。

○ 公共工事の発注者別では、国や都道府県に比べて**市区町村発注工事では割合が低く、6割程度にとどまっている**。

＜請負代金内訳書における法定福利費の明示＞

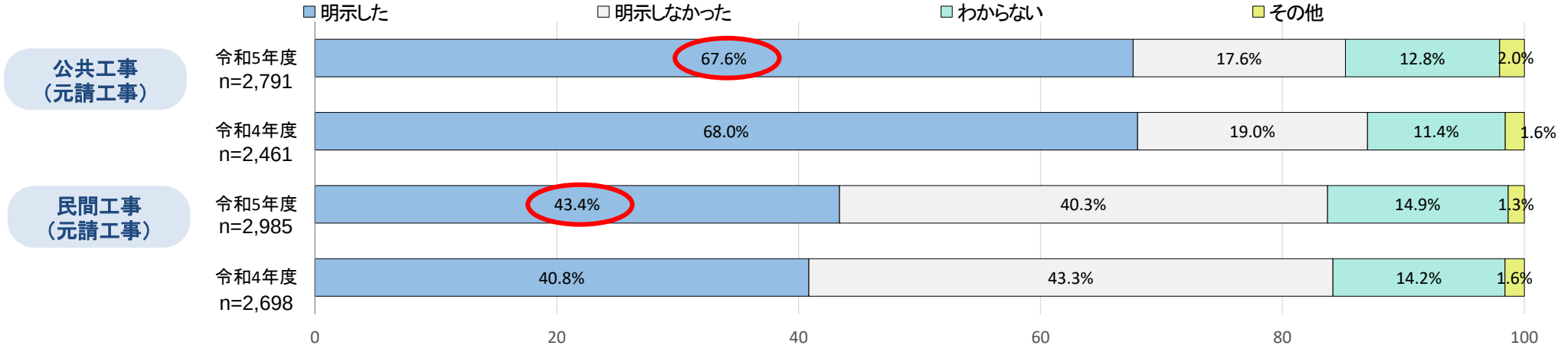

＜請負代金内訳書における法定福利費の明示（元請工事・公共工事・発注者別）＞

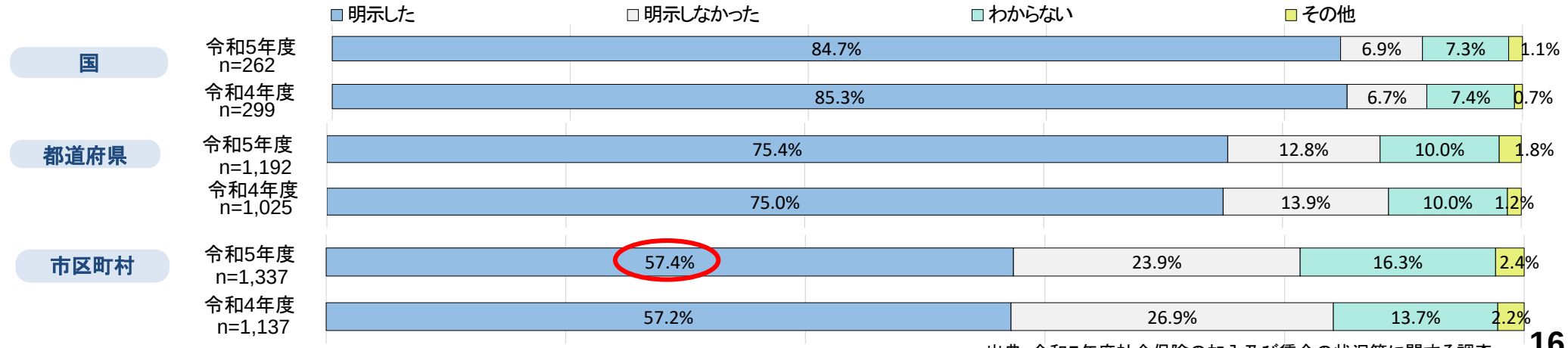

出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

下請企業における見積書への労務費の明示状況

国土交通省

○　見積書へ労務費を明示している下請企業は、公共工事で約6割、民間工事で約5割
○　明示した下請企業のうち、公共工事では約7割、民間工事では約6割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。

＜見積書における労務費の明示＞

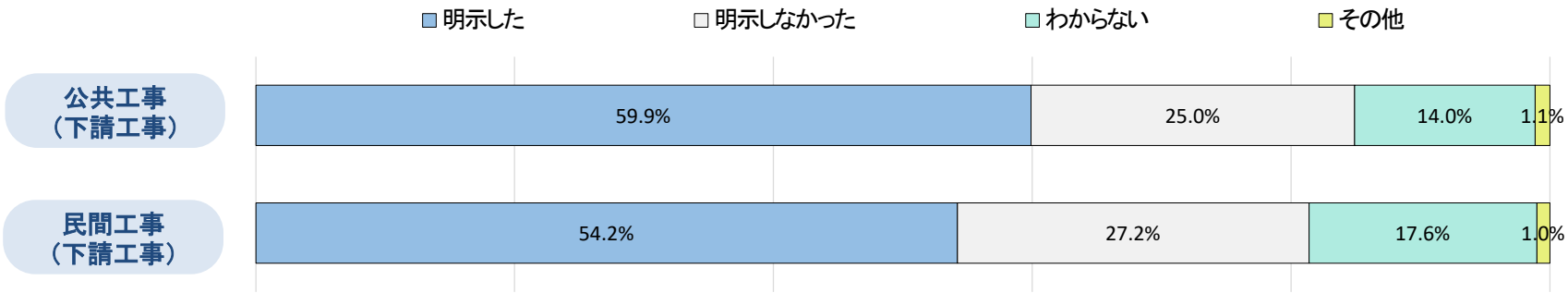

＜明示した労務費の受け取り状況＞

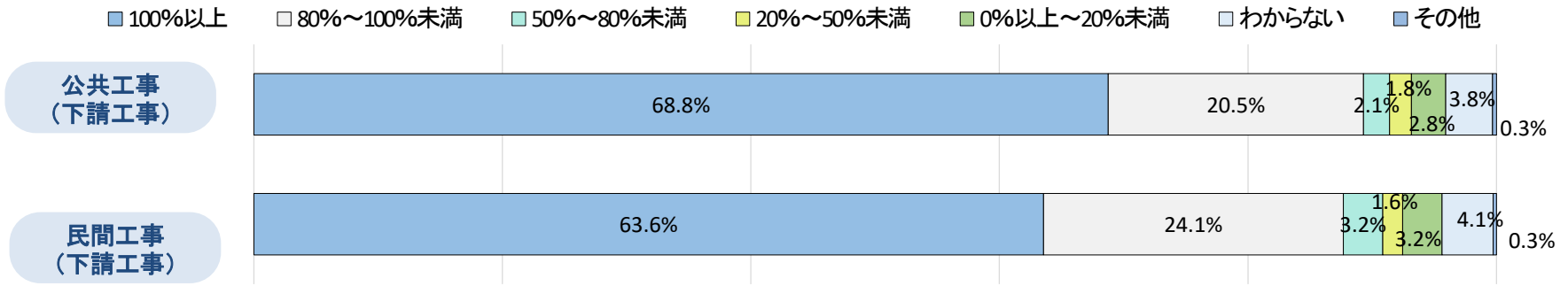

出典：令和5年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

改正概要① 処遇改善

国土交通省

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**

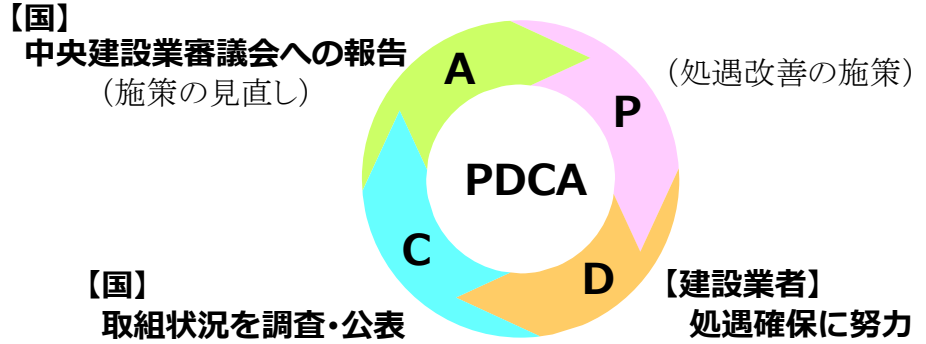

（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止**　　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者（注文者・受注者とも）には、現規定により、指導・監督）

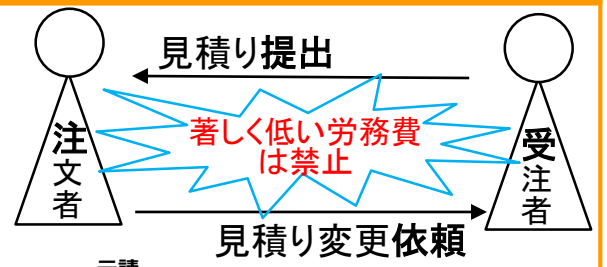

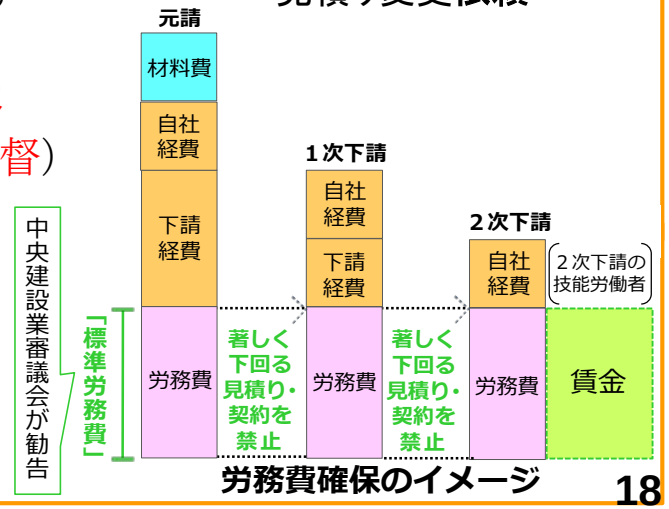

（３）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

【中建審】労務費の基準に関するワーキンググループの設置について

国土交通省

○　第三次担い手三法（令和６年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委　員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
惠羅　さとみ（法政大学社会学部准教授）
大森　有理（弁護士）
座長 小澤　一雅（政策研究大学院大学教授）
楠　茂樹（上智大学法学部教授）
佐藤　あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長 兼 人事・総務労務室長）
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
堀田　昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
前田　伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木　雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・（一社)全国建設業協会元副会長）
岩田　正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石　一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

太田　清（三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
小沼　豊（松戸市建設部長）
小林　秀行（東京都財務局技術管理担当部長）
丸山　優子（(株)山下ＰＭＣ代表取締役社長）
渡邊　美樹（(独)都市再生機構本社住宅経営部次長）

※50音順・敬称略・令和6年11月6日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- 入札時・契約時における実効性の確保
- 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保
- 行政（Gメン）による検証

○「労務費の基準」の作成について

- 基準の計算方法
- 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和６年９月10日　第１回WG開催【済】
11月6日　第２回WG開催
①実効性確保策の全体像
②作成方法の暫定方針　等
11月以降、職種ごとに随時、基準素案の作成に向けて意見交換
12月26日　第３回WG開催
令和７年２月頃　第４回WG開催
３月頃　第５回WG開催
（以降、意見交換のフィードバックを踏まえ、定期的に開催）
令和７年１１月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

国土交通省

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料
※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労災保険は元請一括加入）

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書　下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

＝ 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

＝ 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

＝ 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業

法定福利費の内訳明示を見積条件に記載

標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

法定福利費を請負金額に反映

下請企業

必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書：社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

御見積書（例）

◇◇◇株式会社　殿

住所　××
○○　株式会社

見積金額	L	（消費税込）

（内訳）

項目		数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費（法定福利費を除く）				C
	小計				D=A+B+C
法定福利費					

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E･･･B×p
健康保険料	B	q	F･･･B×q
介護保険料	B	r	G･･･B×r
厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）	B	s	H･･･B×s
合計	B	t	I･･･B×t

小計	J=D+I
消費税等	K=J×8%
合計	L=J+K

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

国土交通省

○建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。

○建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

○「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月閣議決定）において、『安全衛生経費については、（中略）適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。

○このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（平成30年～令和4年）及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」（令和4年～）で実効性のある施策を検討。

○「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。

- 令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【 安全衛生対策項目の確認表 】

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間において確認

【 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- 下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示

安全衛生経費の適切な支払

安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

国土交通省

○「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年８月９日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和４年６月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添１）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添２）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添３）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担 元請（1次）	対策の実施分担 下請（2次）	費用負担 元請（1次）	費用負担 下請（2次）
安全衛生管理体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントによる安全衛生対策				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
機械並び有害物	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				

整理区分	対策項目	対策の実施分担 元請（1次）	対策の実施分担 下請（2次）	費用負担 元請（1次）	費用負担 下請（2次）
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		元請（1次）	下請（2次）	元請（1次）	下請（2次）

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及

国土交通省

○「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。

・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。

・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

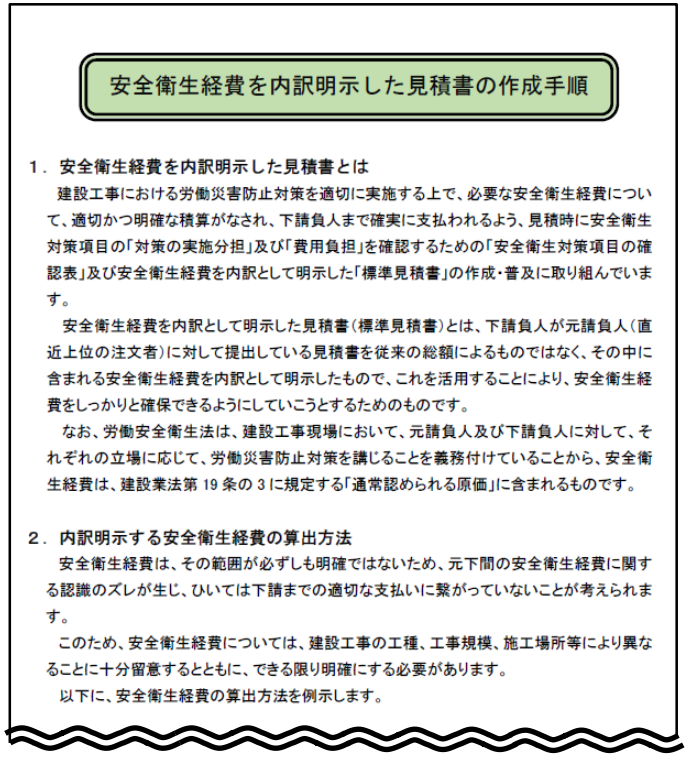

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1．安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2．内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

【先行的に作成した工種の標準見積書（案）「左官工事」（令和6年3月時点）】

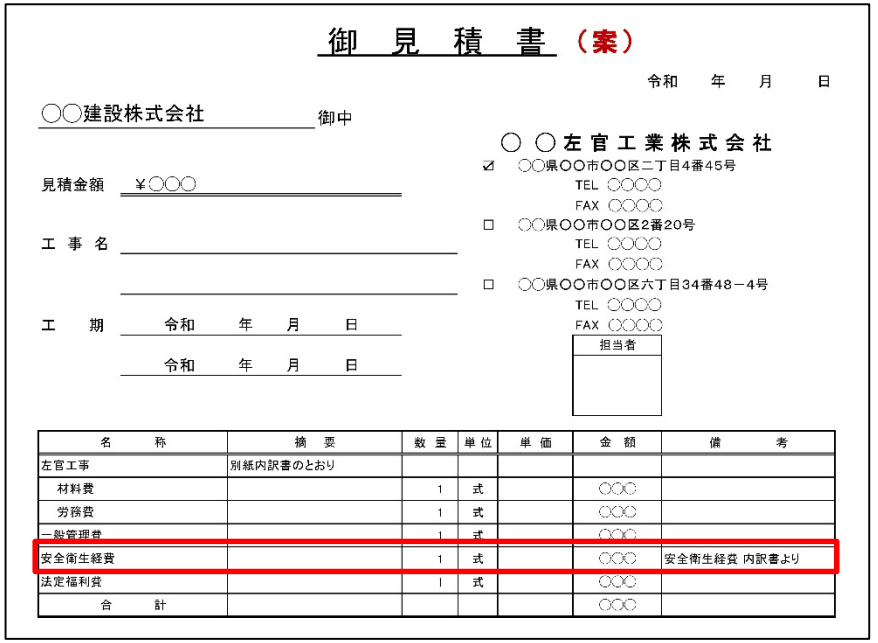

御　見　積　書　（案）

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社　御中

○ ○ 左 官 工 業 株 式 会 社
☑ ○○県○○市○○区二丁目4番45号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区2番20号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
□ ○○県○○市○○区六丁目34番48－4号
TEL ○○○○
FAX ○○○○
担当者

見積金額　￥○○○

工事名

工期　令和　年　月　日
令和　年　月　日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		○○○	
労務費		1	式		○○○	
一般管理費		1	式		○○○	
安全衛生経費		1	式		○○○	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		○○○	
合計					○○○	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示
①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
③店社で支出する安全衛生経費